

淀川水系流域委員会 第19回猪名川部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

畑委員 松本委員

日 時：平成 15 年 9 月 2 日 (火) 16 : 00 ~ 20 : 00

場 所：大阪会館 Aホール

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、定刻となりましたので、まだ若干遅れておられる委員はいらっしゃいますが、淀川水系流域委員会の猪名川部会を始めさせて頂きたいと思います。

司会進行は、庶務を担当いたしております三菱総合研究所の方で務めさせて頂きます。私、関西研究センターの新田です。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に幾つかのご確認をさせて頂きたいと思います。まず、配付資料です。発言にあたってのお願い、レモン色の紙です。それから、議事次第。資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」、委員会の活動状況及び他部会の状況も含めましてご報告させて頂きます。資料2-1「猪名川部会とりまとめ(案)について」。こちらは、2ページ以降が田中リーダーにおまとめ頂きました猪名川部会のとりまとめ(案)です。参考資料としまして、このとりまとめ(案)の1つ前の案について、池淵部会長代理以下5名の方から頂いたご意見を7ページ以降に載せております。

資料2-1の追加は、本日、急遽ご欠席となりました畑委員から、本日のとりまとめに対してご意見を頂いております。資料2-2、これまでに文書で委員から頂いたご意見「説明資料(第2稿)および整備内容シートの猪名川部会に関連する部分についての意見」です。資料3は8月から10月の委員会、部会、運営会議の日程についてです。

参考資料1「委員および一般からのご意見」。参考資料2が河川管理者ご提供の資料です。「猪名川の『アレチウリ』(外来植物)の拡大防止のとりくみ」です。こちらの方はとりまとめ、或いは検討会等で話題になっていました外来植物の対応について、参考情報として本日まで提供頂いております。この最後のページには、猪名川ニュースというホームページの中から、カミツキガメの情報についてご提供頂いております。

あと、共通資料「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)」を委員の皆さまのお手元に、一般の方々にはお配りしております。それから、委員の方々の机上資料として、幾つかの資料を置かせて頂いております。1人1冊として、整備内容シート、いわゆる個票と呼ばれるシートを置いております。

また、提言冊子、一般意見聴取反映に関する追加提言冊子、河川管理者の説明資料関係ファイル、委員からのご意見、各整備内容シートについての委員からのご意見、それから過去の猪名川部会で使われました現状説明資料ということで、その資料につきましては、皆さまのお手元の方に置いてあります。

次に、一般意見の報告に移らせて頂きたいと思います。

参考資料1をご覧ください。前回委員会以降、一般の方々から寄せられた意見をご紹介させて頂いております。前回の委員会以降、ダムに関するご意見等、9件の様々なご意見が寄せられております。内容につきましては、全てをご紹介はできませんが、参考資料1の表のところに概要をお載せしております。3ページ以降、頂きましたご意見をそのまま載せていますので、後ほど審議の参考としてご覧頂ければと思います。

本日は一般傍聴の方々に、後ほど発言の時間を設けさせて頂く予定になっております。一般の方々には、委員の審議中には発言をご遠慮頂いておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。なお、会議終了後、議事録を作成する関係上、委員の方々、河川管

理者の方々におかれましても、まずお名前を頂いてから、その後、ご意見の発表をお願いしたいと思います。必ずマイクをお使いの上、発言されますようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにする、或いは電源をお切り頂くよう、よろしくようお願いいたします。

本日は3時間の予定です。午後7時に終了させて頂きたいと思いますので、進行の方、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。米山部会長、よろしくお願い致します。

米山部会長最初に、池淵部会長代理が、急遽教授会が入ったそうで、欠席になりました。今日は、猪名川部会の意見とりまとめのリーダーをして頂いています田中委員に隣に座って頂いて、後半は座長も交代して頂くことになるかと思えます。

最初におわびをしておきたいと思えます。資料1の6ページに、猪名川部会の要約が出ておまして、役割分担といたしまして、担当箇所、担当委員がリストアップされております。リーダーは田中哲夫委員となっておりますが、私はリストから抜けております。他意があったわけではなく、最終的にはとりまとめの責任を負わなければいけないと考えておりましたので、この役割分担からは、あえて私は逃げていたということをご了解頂きたいと思えます。

もう一言だけつけ加えさせて頂きますと、資料2-1、これからご説明を頂く部分の11ページに、3点だけコメントをさせて頂きました。猪名川部会が発足しました段階で、猪名川モデルということを言いまして、猪名川は典型的な都市河川であるという話をしました。上に大きな湖がある淀川の本流とは違って、上は山で、海に40kmの距離で流れ落ちており、しかもその中にダムができています。ダムの上流には大きな団地ができていて人口が密集しているというところは、他にはないとは申しませんが、日本列島の中でも、非常に典型的に都市を貫いている河川ですので、猪名川モデルとあえて呼びました。これは先々、日本列島の他の河川についても、我々のモデルを適用していける部分があるのではないかと下心があったものですから使わせて頂いたわけです。

運営会議の時に、芦田委員長は、猪名川モデルという言葉を生かしましょうということをおっしゃったので、ここに入れて頂いております。

それでは、これから審議を始めたいと思えます。最初に、委員会、他部会の状況報告を庶務の方からお願いいたします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略: 資料1 説明]

米山部会長

第3稿、原案になると思えますが、それが9月5日の委員会に出てまいります。その前に、猪名川部会として、第2稿に基づいた形での意見を取りまとめて報告しますので、本日はそのとりまとめと考えて頂きたいと思えます。

第3稿、つまり河川整備計画原案が出てきましたところで、また修正が必要かもしれませんので、猪名川部会をもう1回、5日以降26日までの間に開かないといけないと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

今日はこの後、資料2-1に基づきまして、田中リーダーに内容を要約して頂いて、こういう形で提案しようではないかという議論になると思います。幾つか意見が分かれている部分がありますので、その辺りの合意、コンセンサスができるだけとった形で、猪名川部会としての意見を提出したいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これから後は、田中リーダーにお任せしますので、よろしくお願ひします。

田中哲夫委員

説明資料(第2稿)に関して、猪名川部会としての意見を文章にいたしましたけれども、委員の中でも意見の違っている部分が多々あります。今日は主にその部分を議論の題に挙げますので、猪名川部会としてこうしたいということをここで決定したいと思います。

今日の議論を踏まえて、現在お手元にあります「猪名川部会とりまとめ素案」をできる限り修正し、9月5日の委員会で発表する猪名川部会の意見としたいと思います。

説明資料2-1の2ページから、私の偏見も入っておりますけれども、大まかにではありますが皆さまの意見を集約し、文書にいたしました。まずざっと説明しまして、私自身と委員の間で意見の不整合がある部分や行き過ぎた部分、または河川管理者にしますともう既に書いてある、或いはまだ検討中で即答できない等、いろいろな部分があるかと思ひます。まず委員の意見をある程度集約し、河川管理者の方からの意見または注文も頂いて、9月5日の委員会で猪名川部会としての意見をとりまとめたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

巻頭言を5行ほど入れていますが、これは私の独断と偏見で書きました。流域委員会では、原則としてダムは建設しないという提言を2月に提出しましたけれども、少なくとも説明資料の第1稿、第2稿で見ると、ダムありきという立場を堅持していらっしやると私は考えます。

それは言い過ぎだということでしたら変えますけれども、巻頭言に書きましたように、説明資料は浸水被害を解消するために最も効果的で即計算可能なダム建設と下流の堤防強化策を中心に据えたものであるという気がいたします。一度ダムが完成しますと、流域の社会環境、自然環境は、不可逆的に取り返しのつかない変化を生じますので、流域委員会の、原則としてダムを建設しないという提言を極力尊重して、もう1度考え直して欲しいということ、全体に関わる猪名川部会の意見として提出したいと思ひます。後で各部分に戻ってきますので、異論があれば、そこで皆さまの意見を集約したいと思ひます。

次に「主な検討項目に対する意見」ですけれども、「狭窄部」に関して、前回の検討会でも問題になりました、銀橋上流部の浸水被害の解消対策の目標を既往最大規模の降雨とした場合、確率分布からいいますと4,000分の1で起こる非常に希有な降雨状況となるということです。また、降雨のパターンが2山型になっていて、浸水被害軽減の目標とする降雨レベルとしては大き過ぎるのではないかと考えられます。例えば利水の部分を他のダ

ムに回して、その分を治水に回しますといった時など、この目標とする降雨レベルをどこに持ってくるかは全てに関わってくるので、非常に大切な問題です。私自身は、4,000分の1を目標とするのは不可能ではないかという気がしております。この部分についても、後でご意見を頂きたいと思います。

この素案に関しましては、私が最初に書いた部分と、素々案に対して頂いた委員の意見を無理やり入れ込んだ部分とがありますので、全体として不整合が目につきます。その辺は了解を頂いて、本日、方向性を確認し、皆さまの意見を踏まえながら修正していきたいと思います。

素々案から追加した、2ページの下4行目の部分ですが、近年急速に都市化が進展してしまった多田地区においては、少なくとも下流並みの堤防強化を目標として調査をして下さい。そして、必要と判断された区間から一番危ないところがあった段階で、そこから優先的に強化工事を行って下さい。もし県管轄であって国土交通省でないというならば、必要とあればその管轄区域外についても指導して下さいという意見です。

次に、3ページの「浸水軽減策」についてですけれども、説明資料においては、ダムと堤防を強化するという事で、降ってきた水をダムや堤防などのハードの中に閉じ込めて逃がさないという趣旨で一貫しております。しかし、例えば雨水マスや、田んぼの保水力や浸透性等、細かい治水に対してそれ以外の対策がたくさんあると思うので、ダム以外の小規模なハード対策に、ダム建設と同等の精力を持って取り組んで頂きたいと思います。

以下の部分は畚野委員からの意見ですが、実は畑委員からクレームが出ています。例えば、現在市街化調整区域になっている竹林裏の水田へ一時的に洪水を誘導して、洪水のピークをカットできないかという意見です。ダム、或いは堤防の強化とは違うのですが、それらと同じくらいの精力を持って細かな配慮を計画に盛り込んで頂きたい。それが積み重ねられてダムは要らないという話になるかも知れません。微々たるものだと考えずに細かいところを計算し、精力的に取り組んで頂きたいということです。

「2 余野川ダム」、「まとめに対して(ダム-22)」というところですが、新規ダムの利水権を様々な自治体が放棄し始めました。大阪府が丹生ダムから撤退等の報道がされています。水需要があるという前提での利水需要の確保ですが、あちこちの自治体が撤退し始めたことから、やはり水需要管理の精査を緊急にして頂いて、その上でのダムという話になると思います。

「今後の調査検討項目に対して」、自然環境に対する影響調査、アセスメントですけれども、例えばダムが完成したら、当然里山からダム湛水域の生態系が変化します。アセスメントというのは、どう保全したいのか、或いはどういうところにどういう生態系を再創造したいのかという目標があって、それに対して現在どういう状況であり、目標に対してどういう対策を立てなければいけないのかを計画するものです。ただ単に、動物相、植物相の調査をしていたらよいというものではありません。

例えば仮に余野川ダムがつくられるとすると、余野川ダム計画地に隣接するオオタカの生息区域は保全されるべき貴重な自然の1つであろうと思います。しかし、希少種のみが保全の対象ではないと思います。その場所をどうするのかというビジョンなしにアセスメ

ント、或いはモニタリングを行っても仕方がないという気がします。

4 ページ、余野川ダムに関しての社会的合意です。主に本多委員の意見ですが、ここは特に今日議論して頂きたい重要なところですが、余野川ダムに関して別個に検討委員会をつくるのか。つくるとしたらこの流域委員会、或いは猪名川部会とどういう関係になるのか、ということが問題になると思います。これに関しては、細川委員から、一からやり直すようなことはやめて、今まで積み重ねてきた流域委員会をもう少し活用するような形にならないかというご意見が出ています。

次に、「3 猪名川全体に関する事業について」の「環境」についてです。ここには米山部会長の意見を取り入れまして、「人と自然が織り成すこの貴重な自然空間を『里川』としての魅力を損なうことなく、多くの都市河川再創造の目標に耐え得る『猪名川モデル』を目指して、保全また再創造していただきたい。」と書きました。理念的で少し漠然とした文言になりましたけれども、そういう方向で、他の都市河川のモデルになるように猪名川を整備、再創造して頂きたいということです。

それから、「個別施策について」ということで、「横断方向の連続性の回復」、「魚道」に関してまとめています。水性生物は魚類だけではないですけれども、魚道と言えば対象は魚なので、もともと猪名川のどういう魚類が、どのような流程分布をしていたかをまず押さえて、それを復活させるためには、何が縦或いは横方向の障害になっているかを特定し、一番ネックになっているところから、その障害を解消して頂きたいということです。

一般的に回遊魚を始め魚というのは、上下流に移動しております。兵庫県の川の魚を見ている限り、一番初めの潮止堤がネックになっている場合が多いようです。

「水質」です。横断方向の連続性、魚道、水質に関して、空港川のところに魚道をつける計画があったのですが、魚道をつけても、その上流部が魚の生息できるような水質、或いは構造でなければ無意味だと思います。横断方向、或いは縦断方向の連続性を回復させることと同時に、魚が遡上したところの水質、物理的な構造も、同時に改善しなければならないと思います。

次は、猪名川総合開発事業において「河川浄化施設、最大処理能力 12 万 m³/day の設置が謳われていた」というところです。この部分は畚野委員の意見ですが、これに関しては現在の状況を河川管理者の方から説明して頂きたいと思います。

外来種対策におきましては、猪名川においては、帰化植物の比率が日本一となっております。旺盛に繁茂している帰化植物に対する対策を立てない限り、在来の植物が危機的な状況であるということです。

植物だけではなくて、淡水生物に関しては、非常に強力な捕食者であるオオクチバスが、ほぼ全てのダム湖、そしてファブリダム等の井堰の上流にあります湛水域に侵入して繁殖しています。私自身も解決策は持ち合わせていませんが、対策についての検討から速やかに始めて頂きたいと思います。

治水に関してですが、この間の説明でもありましたように、猪名川は流域の開発が特に進んでおり、水害を完全になくすことは不可能です。そうしますと、堤防からあふれさせないというハードの部分と同時に、これ以上危険な地域に家が進出することを止める法的

な規制や、浸かっても大丈夫な家、或いは公共施設の建て方等、あふれた時に柔軟に対応できるような住まい方を検討していかなければなりません。最も危ないところは、もう住んではいけないという、撤去等の法的な整備も必要かも知れません。

「利用」です。6ページの「河川敷の利用について」にもありますように、高水敷の65%がグラウンドとして利用されている猪名川は、淀川等他の地域とかなり違うといえます。いわゆる「川の自然を利用するような使い方」でない運動公園等の都市公園型の利用はこれ以上認めるべきではないという意見を出したいと思います。

の「河川レンジャーについて」です。河川レンジャーについては、本多委員から素案に関して出てきた意見をそのままつけてあります。ただ、最初に書きました「河川レンジャーとは一体何者なのか」という4行ほどを、河川法の中にきちんと位置付けて頂きたいと思います。「参画と協働」ということで市民とともに河川を管理、或いは創造していくという場合、ボランティアやNPOの力だけに頼るわけにはいかないと思います。組織的に資金や、権限をつけて取り組まないといけない性格のものではないかと思えます。これはまだ検討の途上に立ったばかりですけれども、そういう方向でやって頂きたいというのが本多委員の言いたかったことではないかと考えつけ加えました。

「住民とともに」と言いますが、住民には役割と責任とお金をつけなければいけないのではないかと思います。責任を持つなら、お金をきちんと取るということをシステム、組織として考えて頂きたいと思えます。

たくさん不整合もありますが、以上が皆さまの意見をまとめた素案です。この素案は私の書いた素々案と、それに関して頂いた委員の意見とを合わせたものです。これをもとに9月5日の委員会には猪名川部会の意見を提出しますので、今日は各部分において大きな方向性としての合意をとりたいと思えます。物別れになれば削除する、または意見が違うものを列記という方法もあるかも知れません。最終的に流域委員会の意見として、猪名川部会としてではなく流域全体での意見書が出ますので、その部分に反映させるためには、委員の中で意見が違っていても構わないかも知れません。ここでまとめられるところはまとめていきたいのですが、まとまらなければ併記ということでも構わないと思えます。

それでは、巻頭言で「即計算可能な『ダム建設』と下流部の堤防強化策を中心に据えた『説明資料』(河川整備計画原案)である」とあります。そして、原則に戻って「ダムを建設しない」ということを堅持して河川整備計画をやり直して下さいと書いています。これが9月5日に出てきます第3稿に反映されているかどうかは不明ですけれども、こういうことを巻頭に書いてよいかをまず委員の方にお伺いして、その後、河川管理者から意見を頂きたいと思えます。私の感情も入っておりますので、こんな書き方をしてもよいのか、委員会としての答申でこういう巻頭言を入れてよいかお伺いしたいと思えます。

本多委員

話の腰を折るようで申し訳ないのですが、今日大筋で合意を得てこの案が猪名川部会の正式文書となるとしまして、最終的には猪名川部会の意見書は作業部会でまとめられます。以前もワーキンググループで中間答申をまとめられたのですが、提言には猪名川

部会の思いが反映していなかったという不満が猪名川部会の委員から出ていたと思います。

そこで、今日猪名川部会でまとめた意見書案が今度の作業部会がまとめる中に一体どのように反映するのか、例えば、猪名川編というところで猪名川部会の意見書がそのまま尊重されて載るのか、それともまたエキスだけ取ったり引いたりして、どこに猪名川のことが書いてあるのかわからないような形になってしまうのか、不明なのです。作業部会がまとめるものと今日まとめるものとの関係は、庶務に聞いたらよいのでしょうか。その辺が不安なのです。

田中哲夫委員

9月5日の委員会でテーマ別部会、そして猪名川、淀川、琵琶湖の各地域別部会のとりのまとめが出てきます。それで、淀川水系流域委員会の意見書とりまとめとして作業部会が新たにつくられます。その中でどれだけ猪名川部会の意見を反映させ得るかというのは、その理屈とともに作業部会に入る人間の技量だと思います。庶務の方から、流域委員会としての作業部会、或いは運営会議でどのようにこの猪名川部会の意見書が取り込まれる仕組みになっているのか説明して頂けますか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

資料1の14ページに簡単に書いていますが、まず意見書の構成として、第何章猪名川編という形になるかどうかはまだ決まっておりませんが、今までの議論では、原則として原案の構成にできるだけ対応させる形になるということです。初めに全体の評価と主要な課題について述べて、その後は個別の事業等についての意見を並べる形になるのではないかとというのが今の大体の予想です。

初めの主要課題という部分には、4つのテーマ部会と3つの地域別部会からそれぞれ何を要点として出していくのかというところが出されると思います。それを一本にまとめ、流域委員会の意見として出していくというような形でまとめる予定です。

各作業部会のメンバーにつきましては、重なっている方もありますので部会ごとに1名から3名くらいのメンバーをお願いすることになります。従いまして、猪名川部会からも2名ほど出て頂けるよう、メンバーについては今内諾をお願いしております。

構成については、最初の主要な課題について意見書で述べる際に、部会としてどれを記載して欲しいと要望しまして、それぞれの部会の意見が全体の意見書に反映できるようにと考えられているところです。

本多委員

作業部会は運営会議とはまた違うメンバーになるというご説明だったと思います。作業部会のメンバーは運営会議が任命をされるのかも知れませんが、部会として一番とりまとめの内容をよくご存じなのはやはりまとめられた田中委員だと思いますので、田中委員のご都合もあるかも知れませんが、部会の意見も聞いて頂けるのであれば、田中委員を作業部会のメンバーに推薦して頂ければ、より猪名川部会の意見が反映するのではない

かと思えます。運営会議のメンバーであります米山部会長には是非その辺を運営会議で伝えて頂くようお願いします。

米山部会長

最後のとりまとめで、琵琶湖部会編、猪名川部会編といった形になるかはわかりません。より具体的な形で、例えば余野川ダム、銀橋狭窄部という形で盛り込まれていくのではないかと考えております。もちろん後はとりまとめの作業部会のリーダーの意見になるわけですが、私はそう感じております。

それでは、田中リーダーのご提案を踏まえて、とりまとめ案についてご議論を頂きたいと思えます。

まず、最初の前文5行について、ご意見をお伺いしたいと思えます。

ダムの計算はできるというわけですが、それ以外の、例えばダムがなかった場合の精査ができていくかという、そちらの方は未完成ではないかと思えます。その精査もした上で、「原則としてダムを建設しない」という提言を極力尊重して代替案を再度精査検討されたしというのが田中委員の文章なのですが、いかがですか。

細川委員

委員の皆さまがこの素案に目を通されて、この部分に関して意見がなかったということは、皆さまこれに近い思いをもっておられるのではないのでしょうか。ただ、河川管理者の方が「決してそんなつもりはない」、「ここまで言われるとつらいです」とおっしゃるのでしたら再考の余地はあると思えます。

河川管理者（近畿地方整備局 広域水管理官 松山）

ダムにつきましては、第2稿でも「ダム計画の方針」で「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する」ということをうたわせて頂いております、我々が提言について無視しているとか、そういうことではありません。

代替案ですが、我々も一通りのことは説明させて頂きました。ただ、まだ精査不足、検討不足なところもありますので、それにつきましてはさらに調査・検討を進めていきたいとご説明させて頂いております。

畚野委員

この5行の文章そのものが正当かどうか、微妙なところもあると思えますが、委員の気持ちはこの文章にかなり明確にあらわれていると思えます。出して頂いた第2稿までをよく読んだのですが、委員側としてはこういう受け取り方になってしまったということ、河川管理者の方も認識して頂いて、委員から投げかけられたことに対して、さらなるご努力をされるようお願いしたいと思えます。

松本委員

私も趣旨としては同じ気持ちなのですが、1行目の「最も効果的で即計算可能」という表現だけもう一度検討して頂きたいと思います。「即計算可能」はまだそうかも知れませんが、「最も効果的」というのは自分自身の感覚と相入れない部分があります。その辺の表現を変えて欲しいと思います。恐らく河川管理者がそう考えて書いているという趣旨だと思いますけれども、猪名川部会がそう判断しているかのようにも読めますので、その表現だけ気になりました。

田中哲夫委員

趣旨はわかりました。

米山部会長

文章については、最後は一任したいと思いますので、お任せ頂きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

質問ですが、後の行が「極力尊重して、ハード・ソフト双方の代替案を再度精査検討されたい」という言葉で結ばれています。この「代替案」の意味ですけれども、例えばダムに関して言いますと、多田地区の浸水被害を解消するという事で、実際には軽減しかできていませんが、その方法として調整池から遊水池、そして最後には一庫ダムと利水の振り替えで有効であるというご説明をさせて頂きました。どれも多田地区の浸水被害を軽減するための方法として説明させて頂いたのですが、ここで言う「ハード・ソフト双方の代替案」とはどういう意味なのでしょう。

田中哲夫委員

代替案というのは、狭窄部、治水、そして個々の部分に関して、この後の部分に出てくる「検討して下さい」という部分全てです。

例えば、きめ細やかなハードもあるでしょうし、逃げ方等のソフトや土地の利用規制等もあると思いますが、その全ての総体です。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

それが代替案の意味ですか。例えば土地の利用規制の中で、ピロティー等の工学的、ハード的なこともご説明しましたし、情報を流すこと等を支援していくなど、いろいろなことをご説明しています。内容的にはきめ細かくとは言えず大雑把な説明にはなっているのですが、それをもっときめ細かく検討していきなさいという意味でしょうか。

田中哲夫委員

はい、そうです。細部まで突っ込まれると、私もわからないのですが。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

わかりました。代替案というのは、何かがあって、それに対応して他に方法があるという意味で受け取ったものですからわからなかったのです。例えば、遊水地に対して他に代替案があるかという話は少しわかったのですけれども、ここでは意味がよくわかりませんでした。もっときめ細かな方法、対策をとというようなもう少し簡単な言葉で言って頂くとわかりやすかったという感じがします。違ったらまた言って頂きたいと思います。

本多委員

河川管理者の方から6項目くらいにわたって、有効であるとされた代替案が出されたと思います。それに対して、この後にも書いてありますけれども、例えば利水の振り替えを府営水道に振り替えることが可能ではないかと思われまます。今工業用水の転用ということが考えられていますから、そういう意味で前回検討して頂いたことが「これしかない」、「有効な方法である」と客観的に認められるかと言うと、そうではないと思います。まだ検討の余地が十分あると思います。

それと、大きなこと1つで解決するのではなく、小さなことでも積み上げれば大きな効果があるのではないかというのがここで書かれていることだと思います。私としては、前回出された内容に十分答えて頂いた代替案ではないと思っています。まだまだその代替案の方法も検討すれば、違う方法でも有効なものがあると思います。

河川管理者に聞きたいのですが、客観的に有効と認められた状況ではないにもかかわらず有効であるという言葉が使われまますと、心境的に不信感を抱いてしまいます。流域委員会の提言でも「ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ」という書き方をしているのですが、府営水道への振り替えや、何かまだ他にも方法があるのではないかという疑問がある段階で「有効です」と言われると、「これはもう客観的に認められたのか」というような、不信感に陥ってしまうところがあるのです。

そうすると、社会的合意についても「行政が合意と思ったら、合意になってしまうのではないか」というような不信感を持ってしまいます。有効であるということは間違いのないと思いますが、その有効というのがこの提言に書かれている、客観的に認められた有効という言葉で河川整備計画の第2稿に書かれているとすると、困ったという心境になってしまうのです。本当に客観的かどうかについてはまだ検討の余地がありますので、客観的に認められるまでは「有効」という言葉ではなく「効果がある」等の言葉に置きかえて説明して頂けると、双方が不信感を抱くことなく説明を聞けるのではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

代替案にこだわっているわけではないのですけれども、先ほど言いましたように、我々は多田地区の浸水被害を解消するために代替案を説明したのではなく、対策案を説明したのであり、これは代替案ではありません。例えば、狭窄部の開削の話もさせて頂きましたけれども、狭窄部の開削も対策の1つであって、何々の代替案という意味ではありません。

例えば調整池に対しては4つの調整池を示させて頂いて「有効である」とご説明はしましたけども、他にもたくさんのため池や小さな調整池もありますから、後でそういうものも見ていく必要があります。あの時は大きいものを4つ示させて頂いて、その分について有効であるというご説明をしたということです。これは一例です。

本多委員

特に有効ということについて、提言で申し述べているのはダムのことだけなのです。例えば魚道や横断形状が有効であるかというところに、「客観的に有効性が認められなければならない」ということは書かれていません。しかし、ダムに関してはあえてそれが書かれているわけですから、その部分とダムの部分とは違うと私は思います。そこで有効とおっしゃられるのは、別に問題ないと思います。

しかし、ダムのことに関しては「客観的に有効と認められなければつukれない」ということが書かれているわけです。私が言いましたのは、銀橋の対策に関して「余野川ダムが有効である」と簡単には言えないのではないかとということです。そこに関しては、提言の趣旨から言いますと「有効」という言葉を簡単に使ってもらっては困りますということを言いたいのです。

田中哲夫委員

私自身としては有効であることには変わりないと思いますけれども、「有効である」と言った途端それしかないようにとられてしまうのが怖いというのが本多委員の話ですね。松本委員から注意がありましたけれども、私は最も効果的なのはやはりダムだと思います。ただ、他への影響を考えた場合に、効果的ではあるが損ではないかということがあられるわけです。ですから、この「効果的」という部分も直しますし、「代替案」というのも文言を変えます。変え方については一任させて下さい。この部分に関して、他の委員の皆さま、何かありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 広域水管理官 松山）

「即計算可能な『ダム建設』」とお書きですけれども、我々が今まで説明させて頂いた中で、先ほど田村所長の方からも話がありましたように、防災調整池を利用したらどうか、或いは遊水地をこちらの方へ設けたらどうか、等についても計算はしております。ただ、さらに詳細な調査・検討が残っていることは否めないものですから、引き続き調査検討をさせて頂きたいということは言っております。計算できるものについては、取り敢えずは計算させて頂いております。

田中哲夫委員

了解しました。まだ4行で1時間近く経過しておりますので、巻頭言に関しましてはこういう趣旨で書かせて頂くということによろしいでしょうか。表現に関しては、河川管理者や委員からご指摘があったように、もう言葉ではなくてニュアンスになるので、ニュア

ンスを考えて改訂させて頂くということでよいでしょうか。

次に行きたいのですけれども、「主な検討項目に対する意見」として、まず狭窄部です。ここで最も他の地域別部会、或いはテーマ別部会にも影響してくると思われるのは、目標とする降雨レベルをどう設定するかということです。私自身は、4,000分の1というのを目標にすべきではない、そんなことをしたら環境は全部破壊される気がいたします。

2ページ目の下から9行目は、池淵部会長代理の意見を入れており、「従って、浸水被害の解消の目標とする降雨規模については、河川整備計画策定後も引き続き検討を行い、住民の意見等も考慮して設定することが望ましいと考える。例えば、他の狭窄部の水準に合わせ」と書いています。他の狭窄部の対象レベルが50分の1かどうか私は確認できていないのですが、「1/50年の降雨等に全ての狭窄部上流の浸水被害解消目標を統一し」とあります。特に多田地区の被害はダムをつくっても解消はせず、既往最大降雨を目標に設定するのは不可能なことと私は思います。既往最大が起こるたび、整備目標は上がっていくこととなります。それは金銭的にも技術的にも不可能であり、50分の1かどうかはわかりませんが、ある程度のところを決めておくべきだと思います。

猪名川部会としては、目標とする降雨のレベルをある程度決めないと、イタチごっこになってしまうと思います。目標とする降雨レベルについては引き続き検討するとして逃げているのですけれども、こういう書き方を盛り込んでもよいかということです。この間の検討会でも議論になったところですが、まず委員から意見をお願いいたします。

畚野委員

これに関しまして質問のような形でお願いしたいと思います。約4,000分の1の確率ということが問題になっていますけれども、さらにその時間降雨のパターンが2山型になっていることも1つの特徴だと思います。ところが何故このように2山型になっているかということのご説明を十分お聞きしてないように思います。

河川管理者のご説明では、2山型の後ろの山が少し高く、その後ろの方の山が最大流量ということで問題になっているということでした。それがカットすべき流量とお考えだと思いますけれども、その後ろの山に対して効果があるのはダムであり、他の手段は前の方の山にしか効果がないというようなご説明もあったと思います。そうすると、この地域ではどうしても2山型になり、後ろの方の山が高い傾向があるので、前の方の対策よりも後ろの方の山に対する対策が必要だとお考えなのか、それとも既往最大という場合にたまたま降雨パターンの影響でこういう2山型になったのか、その解釈によって対処の仕方が違ってくると思います。2山型ということについてももう少し説明して頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

まず、ご説明した昭和35年の出水はそのまま使っておりまして、それが2山という形になっています。

昭和35年の雨の降り方は、上流に向かって左側の川、つまり猪名川本川が先に降り、雨

が川へ流れ出ました。そして、ある程度流れ出た時に、一庫大路次川の方に雨が移って、そちら側に雨が降ったという形になります。

ですから、例えば調整池は猪名川本川にありますので、本川の方でまず効いてくることになります。本川で雨がたくさん降って調整池が満杯になると、一庫大路次川に流れ出ることになります。調整池は先に本川で効いているので、次の山では効かなくなる、というパターンになってしまいます。35年の山はそういう形になっています。

既往最大規模の出水というご説明をした以上、中身をいじるわけにはいきませんので、2山は2山としてそのまま使わせて頂いたということと、それから2山は確かにあまりあるものではないのですけれども、昭和28年の出水も小さな2山を持っているような感じです。ただ、このような極端なのはあまりないかも知れません。

河川管理者（近畿地方整備局 広域水管理官 松山）

誤解があると困りますのでつけ加えますけれども、降雨パターンを河川管理者側で好きに書いているわけではありません。雨の降った状況をそのまま絵にかいたのが2山であるということです。これはいろいろな気象の状況、或いは地形の状況等の中で実際に降った雨が、絵にかくと2つの山に見えるから2山と我々が俗称しているだけであり、決して我々が人為的に、こんなものをつくっているわけではありません。

河川管理者（近畿地方整備局 河川環境課長 豊口）

2山洪水が非常に奇異なものにとらえられているのかも知れませんが、決してそんなことはなく、私もそんなに長生きしている者ではないので古い経験はないのですけれども、たしか平成9年か10年くらいに、関東・東北地方で、関東の那珂川や、東北の阿武隈川等で大水害があった時も2山洪水だったと思います。

1回雨が降って終われば1山ですけれども、1回目の雨が終わらないうちに次の雨が降れば2山になるというだけであって、すごく珍しい特徴的なことではないと思います。秋雨前線が停滞して雨が降り、おさまりかけてきた時に台風が襲ってくるといったことはよくありますし、台風9号が去り切る前に台風10号が来るといったようなこともよくあるのではないかと思います。一般論としてお答えします。

細川委員

この狭窄部の問題に関しては、治水部会や淀川部会でも、猪名川の場合は難しいという話が出ます。4,000分の1の確率の雨が既往最大規模として降ったというのは、現状において非常にネックになっております。例えば木津川の方の狭窄部の問題でも、10年に1度の雨でさえも浸水がある状況をどうしたらよいのかということが問題になるのです。やはり提言で述べているように、狭窄部に関しては、浸水被害をできるだけ軽減するという事を一番の目標とすべきだと思います。

他の狭窄部でさえも、既往最大規模を対策の目標にするのは大き過ぎるという意見も出ているくらいですから、まして、この猪名川の既往最大規模は無理のある話ですので、そ

こは正直に受け止めた方がよいのではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

4,000分の1という確率が大きな話題になっており、それももっともなことと思います。この4,000分の1という数字は、猪名川部会の時に出させて頂いた資料に載っているものですが、これは昭和47年の淀川水系の工事実施基本計画の時に作成した資料をもとに算出しております。猪名川の小戸で200分の1という確率を出すために出した資料を使っております。単純に4,000分の1と出ているという話になります。

統計の難しい話はあまり私もわからないのですが、降雨確率というのは、日降雨で出しておりますが、いろいろな出し方があります。例えば降った山を全部包括するような形で、24時間で計算をする方法もあります。これは9時～9時の日界で1日のところを大きくとっていますので、例えばその前に降っている雨は、違う条件では落とされている可能性もあり、そういう24時間の統計でとると、また確率が違ってきます。

今1日雨量と言いましたが、例えば2日雨量で計算すると、また違ってきます。今度は流量で計算すると、またさらに低くなる等、いろいろな手法で計算し、どれが一番よいかを本当は見るのですが、たまたまこれは、昭和47年の時の実績をそのまま使っ出させて頂いています。ですから、いろいろな確率計算があり、例えば一番よく使われるのはグンベルというものですが、そういう方法で出しますとまた違う数字が出てくるといことをご理解頂きたいと思ひます。

昭和35年の出水は、少なくとも69年間統計をとった中で一番雨の多い出水ということで、既往最大規模ということを出させて頂きました。ですから、いわば69年に1回降った雨だということにもなります。4,000分の1というのも事実ですし、69年で一番多い雨であることも事実ですし、他の統計方法をとると、また違った数字が出てくるといこともお考え頂きたいと思ひます。

田中哲夫委員

どうい確率分布で検討するか、2日間雨量、或いは流量等いろいろあると思ひますけれども、既往最大に対処するといのは破綻が目に見えていると、私はそう思ひます。どこかで、あふれるレベルを決めなくてはいけないといことす。住民の、感覚的に水害はもう絶対嫌だとい心理に対処するために既往最大とい言葉を用いてきたのだと思ひますけれども、それは最終的には破綻することを明言しなくてはいけないとい気がいたします。

4,000分の1といのはまた別の計算をすれば別の数字が出てくるのかも知れませんが、目標規模といのをもう一度精査して下さいとい書き方で残したいと思ひます。それでよろしいでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 広域水管理官 松山）

このことに関しては、治水部会の方でも議論があったと思ひます。庶務の方から説明し

て頂いた方がよいのかも知れませんが、議論があったことは確かです。

全体でのご意見をおまとめになるのかについては、我々がどうだというのではなくて、治水部会の方とも議論をして頂けたらよいのではないかと思います。

田中哲夫委員

了解しました。しかし、猪名川部会の意見としては出しておくということでよいですね。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

「従って」というところで、河川整備計画策定後も引き続き検討を行うとなっているのですが、目標を決めて策定して、その後また引き続き検討して目標を変えるという意味でしょうか。意味がよくわからないのですが、これはどういう意味ですか。

田中哲夫委員

ここは池淵委員の文章なのですが、要するに目標レベルについて、固定するものではないと言いたいのだと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

下流部については、そういう意味では固定をしていないのですが、上流は当面の目標として、解消するという言葉で昭和35年を選んでおります。それがこの文章でいきますと、策定後も引き続きまた検討していく、また目標を変えるというように私はとりましたので、ということなのかと思っただけのことです。

米山部会長

私の考えですが、今後も統計をとり続け、降雨量も変わっていくわけですから、69年が今後79年89年となって行くということですよ。そこで新しい数値が出てくる可能性もありますから、今の基本計画ではこれを目標とするけれども、変更することもあり得ると池淵委員は考えているのではないのでしょうか。

ですから、今の基本計画で目標を出して頂くのは、それはそれでよいと思います。しかし、それから後も、この流域委員会も続くわけですから、我々がいるという意味ではないですが、そういう組織が動くわけですから、次の基本計画の時には別の数値が出てきても構わないと、そういう意味で理解をして頂いたらよいと思います。

田中哲夫委員

では、池淵委員と相談して文言を変えます。

そうしましたら、既往最大というのは過大な目標ではないか、という疑問を投げかける意見を猪名川部会としては提言に盛り込みたいと思います。

次に2ページ目の下の部分、狭窄部の浸水被害軽減について、堤防の強化に特化した部分ですが、ここは畚野委員の意見を入れてあります。

「近年急速に都市化が進展してしまった多田地区においては、『下流並みの堤防強化』を目標とした調査を行い、必要と判断された区間から優先的に強化工事を行うことを検討されたい、この地区が現在、兵庫県の管轄だからできないというのであれば大臣直轄にしたらどうかということです。大臣直轄にしたらどうかというよりも下流並みの堤防強化を、急いで河川整備計画の中の具体的な策として盛り込んで欲しいという意見です。

ここに関しては、皆さまの意見をまだ十分に汲み取っておりませんので、まず、下流部と同程度の堤防強化を浸水地域において行うということに関して委員の意見を伺いたいと思います。

松本委員

河川管理者にお伺いしたいのですが、私の認識では、多田地区の浸水に関わる堤防区間というのが掘り込みで、多田地区ではかなり低いところに川が流れており、堤防そのものの決壊という問題ではなく、溢れてしまうということと、低地からの内水被害といいますか川に流れていかないという地域なので、堤防の強化で対処できるところは既に済んでいるのではないかと考えております。その辺、いかがですか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）
多田地区のですか。

松本委員

多田地区の浸水につながる、銀橋より上流の堤防です。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

上流の堤防ですね。堤防は現在施工中なのですけれども、堤防の高さは県の計画でハイウォーターと言われている高さで、完成した高さには今なっていません。堤防の種類は土堤で、堤防で決められた普通の断面の堤防が現在、完成に向けて施工を行っているところ です。ですから、特別なことはしていないと思います。

松本委員

その堤防が完成し終わった後で、銀橋下流部よりも強化されていないとか、何か別の強化をすれば多田地区の浸水軽減に役立つとか、そういったことはあり得るのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

多田地区は堤防と背後地との差があまりありません。下流部は4m以上あり、被害があった場合ポテンシャルが大きいという説明はずっとさせて頂いています。多田地区の場合は非常に背後地が高く、堤防も低いものですから、特に堤防強化という形にはならないと思います。現地を見て頂いたらわかると思いますけれども、殆ど比高差がない状況です。ですから、そういう場所の堤防強化を下流と同じような考え方ですることが必要かどうか

とは思います。これは県管理区間ですので、はっきりしていないのですが。

畚野委員

今のご説明に関してお教え願いたいのですが、これまでに出されたシミュレーションによると、どの場合でも、多田地区はあるレベルの浸水が起こるという図になっています。しかし、あの図だけでは、浸水想定の水の深さだけしかわかりません。シミュレーションの図が出た場合、その根拠として、例えば破堤したのか越水したのかという辺のニュアンスがあれば受け取れないので、こういう言い方になってしまったのです。その辺のご説明をして頂いたら、ある程度イメージが出てくるのではないかと思います。

その辺がイメージできない限り、住民との話し合い等をして頂いても住民側もよくわからないと思います。例えば一庫ダムの運営を最近変えられたというパンフレットを見ますと、ああいう浸水想定図だけではなくて大水の時の水位で説明されています。こういう洪水の時は堤防よりも上に水が来るというような絵をかいていただく方が、住民としてはわかりやすいと思います。ここの表現は少し言葉足らずだったのですけれども、水位についてももう少しデータを説明して頂いて、もっと住民にわかりやすくして頂いたらどうかというようなことも考えて、こういう表現をしているのです。

ですから、多田地区では破堤なのか越水なのか、何によって浸水が起こると想定されているのか、また、想定図だけではなくて、水位を絵にかいて頂いた方が住民としてはイメージしやすいのではないかと、そういう意見です。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

先ほどの松本委員の質問に対してうまく答えられたかわからないので、申し訳ないのですけれども、多田地区は暫定堤で、ほぼ完成に近い形で、殆どでき上がっています。ハイウォーターということですから、堤防が完成してない形ででき上がっておりまして、その堤防に対して越水をするという計算をしています。

上からたくさんの水が流れてきた時に、堤防の高さが決まっていますのでそれ以上水が来ますと、上から順番にあふれていくことになります。上流からこぼれていくというイメージで考えて頂いたらわかりやすいと思います。ハイウォーター堤で堤防が低いので、上から水が来ると、その堤防を上流から乗り越えて多田地区へ水がこぼれていくと、このように考えて頂いたらよいと思います。

畚野委員

上流の方から順番にあふれていくというお話ですが、現在あの区間については下流の方から工事が進行しておりまして、必要とされる区間の上流の部分については未完成だと思えます。従って、上流の方まで全て工事が完了した場合、浸水想定が変わってくるのかということもあると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

もう少し正確に言いますと、下流から暫定堤ができていっているのですが、上流部があいいますので、そういう場所はこぼれやすいということになります。それはおっしゃる通りです。

ですから、全部完全に堤防ができてこぼれているのではなくて、上流部はあいっている部分がありますので、そこでこぼれているということです。ふたをすれば少しこぼれる量が減るかも知れませんが、その影響について、計算はしていませんけれども、この前お示しをしたシミュレーションは、暫定堤が上流部でできてない部分はそのまま使ったものです。

田中哲夫委員

畚野委員は、上流部の堤防のあいしているところを強化しなさい、大体同じレベルに目標を合わせて、まずその堤防をつくれと、そういう意見なのですか。

畚野委員

今のようなご説明まで聞いていませんでしたので、あえて堤防強化という表現をしました。多田地区では堤防強化なのか、それとも堤防の部分的な高さの問題があるのか、或いは、内水被害ということも畑委員から出ておりますが、その辺の要素が重なっていると思います。

ですから、それぞれの要素に対して多田地区で十分な対処をしたらどうなるかということですが、その説明が不十分なまま、多田地区でたまるからダムの方へ振り替えるという話の進め方は、論理的に不十分ではないかと思います。多田地区は多田地区でこれだけやるということを書いて頂かないと、住民としてはぴんとこないと思います。本当にそれでよいのか、ダムだけに頼っていたらよいのかという話になると思うわけなのです。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

言葉足らずだったのですが、確かにこぼれていくのはそうなのですが、狭窄部で下へ流れ出ないために、全体的に水位が上がっていき、それは全て、堤防を越えてこぼれていく形になります。上の堤防はどのくらい効果があるか、計算はしていないのですが、狭窄部の影響の方が被害は大きいので、そういう形で被害額が出てしまっているということです。堤防を完成させても、やはり狭窄部でこぼれていくという意味では、被害額はそう変わらないということを言いたかったのです。

田中哲夫委員

今のところと関連して、次の3ページの、上の2行ほどは畑委員からクレームがついているので飛ばしまして、3行目、能勢電鉄多田駅付近の浸水は本流に起因する、堤防を乗り越える、或いは破堤するというよりも、むしろ東側台地の小規模住宅開発地区からの雨水の流出による都市型被害、内水被害ではないか、この対策とその効果を検討して頂きたいという畚野委員の文章ですが、この部分に関しては、もう既に説明した、或いは対策は立てている、内水であることは十分認識している等、まず河川管理者に状況を聞くという

ことによろしいですか。

畚野委員

私の表現では不十分なところもあると思いますけれども、多田地区の浸水についてパイパスのトンネルを東側につける工事が進行中と聞いたのですが、その工事完成で、どのくらい実際に効果があるのかということです。

何故このようなことを言うかといいますと、又聞きで申し訳ないのですが、多田地区の集会でご説明された時に地元の方が、自分のところは一番先に浸かるということであるという言われたと聞いております。その方の住んでおられるところが多田駅の駅前なのです。多田地区の駅前は、既往最大でなくてもたまると、事実そういう話が出たということです。

では、既往最大でなくてもたまるところの対策は別にあるのではないかと思われま。東側から流れてきて、地形的に多田地区でたまってしまふのであれば、それに対しては別途対策を考えて頂かないと話が混乱するというような意味で申し上げたわけです。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

事実として私は確認していないのでよくわからないのですが、少なくとも先ほどから申し上げているシミュレーションの中には、内水は難しくて全く入れていません。ですから、本川からの越水による被害ということだけになっています。

田中哲夫委員

内水被害は考慮していないということですので、提言の中には畚野委員の文章を、そのまま生かして入れるということによろしいでしょうか。

そうしましたら、浸水軽減策に関して、最後の「・」のところ「様々な浸水軽減対策方法の精査の結果、狭窄部『銀橋』の掘削が最も妥当という社会的合意が得られるならば、下流部の治水能力強化の進展にしたがって、狭窄部を段階的に掘削することも検討の項目としては加えるべきである」と書いています。畚野委員の意見だったと思いますけれども、これは、2月に提出した流域委員会の提言を受けて河川管理者側から出てきました、原則として狭窄部は掘削しないということをひっくり返すような意見です。それで、猪名川部会としては、意見を取り上げるかどうかです。

私自身は、取り上げるべきでないという気がします。ここでは無理やり入れましたけれども、非常に気の毒ですけれども遊水池として機能しているところを、わざわざ人間が掘削してその流路を広げた場合、また昭和35年の4,000分の1、60分の1かも知れませんが、その洪水が次にやってきた時に、確実に下流の被害は増大します。そのようなことを人為的に行うべきではないという気がいたします。この文言を入れるかどうか、意見を頂きたいと思います。この部分に関しては、委員の中で意見が割れております。

どうでしょうか。

細川委員

開削という方法が出てくると、私は一番浸水の危険が増す下流の地域に住んでいる人間なのですが、これは河川管理者の方も、最終的には開削も対策としてはあるかも知れないとは書いていらっしやいましたよね。

それが今後30年間の河川整備計画の中でやれるかということを見ると、今やっと下流の方で応急強化策の緊急に必要な地域が選定されて、地元への説明が始まっている段階で、まだ工法についてもはっきりしたことは決まってないですし、住民との合意も進んでいない状況で、開削があるかも知れないと書くのは、できれば控えて頂きたいと思います。

ただ、そのことに期待される多田地区の方にも気の毒だと思いますし、下流の対策が済んでからでないと思う余地がないということ、特に断って頂いてならば、他の委員の方がどうしても書いた方がよいとおっしゃるなら、仕方がないと思います。

本多委員

流域委員会では、原則狭窄部は開削しないということで意見をまとめてきた経緯があると思います。確かに多田地区は風光明媚なところというのでもありませんが、環境としては自然の流れをそのまま残した場所でもあります。その中で開削をしましょうと流域委員会として言うことに疑問があります。下流の被害ということもありますので、河川管理者もおっしゃっているように、下流の整備が済んだ段階で検討して頂くということで、現段階では開削しないという方向を打ち出した方がよい気がします。

田中哲夫委員

どうでしょうか。この文章は削りますか。今出てきたのは、提言に従って河川管理者の方も原則として開削しないというのを、猪名川部会からもう一回ひっくり返すのは苦しいということですね。

畚野委員

我々の方からも提案した1つの原則だということはおわかります。ただ、これは微妙なことで、堤防強化が何年かかるかということにも関わってくると思います。堤防強化が30年かかるのかという問題まで広げると、また問題が大きくなり過ぎますので、例えば平成15年5月16日の第21回委員会で提出されました「余野川ダム計画の見直し案説明資料」を見ますと、65ページに「多田地区の浸水被害を解消するための狭窄部の開削について」ということが出ております。そこに1、2、3とあり、「3. 今後、狭窄部の開削が浸水被害の軽減対策のひとつとなり得るのか検討を行います」となっております。この文字は消さないで欲しいと、今の段階ではそれしか言えないと思います。

田中哲夫委員

新たに開削も検討するという意見は、削除する方向でよいですか。

畚野委員

わからないのは、5月16日時点で整備局から出された資料の65ページの第3項は今でも生きているのか、それともこれはもう検討済みでやはり開削は対策となり得ないと判断されるのか、その辺がどうなのかということです。

これはもう我々の方の判断ではなくて、整備局の方でどう最終的に決断されるかということかもわかりません。

田中哲夫委員

そうしましたら、河川整備計画の具体策の中に書いてある項目を提言の中にほうり込みましょうか、遵守してくださいとかいう表現で。

畚野委員

こういう考え方を消してしまうのではなく、置いておいて欲しいというニュアンスをどう入れるかということだと思います。

松本委員

その部分は私も悩んでいます。多田地区の状況も見てきまして、また下流域は河川敷がかなり広大です。原則として狭窄部は開削しない方がよいという立場で私も意見を申し上げてきたのですが、多田地区の狭窄部の周辺の環境も変わってきて、どの程度開削するかにもよるのですが、ほんの少し開削することで多田地区の浸水の可能性をかなり低減できるのであれば、特例的に許容してもよいのではないかという思いを持っています。原則は開削しないでよいのです。

ただ、多田地区の人たちにとっても狭窄部の風景は、やはりふるさとの風景だと思います。あそこで泳いだりした人も昔はおられたわけです。ただ、今橋がかかっている辺は当初削る予定をしていたところを削ったところで、さして景観に影響を与えることもないですし、程度によっては許容してもよいというのが正直な今の気持ちです。

原則的に開削はしないということには反対はしていないのですが、それをどのように表現して頂くかです。ですから、開削の道を閉ざすというのは適切ではないように思っています。

田中哲夫委員

難しいですね。表現をどうしたらよいでしょうか。

細川委員

もう第3稿は既にほぼ完成の段階に入っていると思いますが、載っているかどうかを聞いてはいけなんでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 上下)

第3稿は9月5日に報告ということですが、第2稿の「4.3.1 洪水」の、治水・

防災のところには「狭窄部の開削及び無堤部の築堤は、下流への流量増により破堤の危険度を増大させる為、下流の破堤の危険度を増大させないという観点から、下流の河川整備の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行う」と書かせて頂いています。今原則はという形で提言はされていますけれども、これをどう判断して頂くかですね。

松本委員

ここの表現をどうするかと言われると困るのですが、第2稿を読ませて頂いて、そういう道も残されているのか、それはそれでよいかと実は思っていました。

河川管理者(近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村)

余野川ダムの説明をした時にも、資料には載っていないのですが口頭で説明をしています。パワーポイントの129の後にもう一度説明していますので、あわせて読んで頂くと流れがわかるということです。

その後説明させて頂いたのは、要は原則開削しないということ、これがまず1つです。ただし、浸水被害の解消ができていないということもありますので、対策の方法としてはやはり開削というのはどうしても残るわけです。

下流部の堤防なのですが、堤防強化の工法や安全基準が定まっていないということで、今後早急に堤防の技術的な検討を行う必要があります。さらに下流部の河川整備を実施した後に、開削そのものが位置付けられるかどうかの評価をやりますという説明を繰り返しさせて頂いたと思いますが、そういう形で検討していくということです。堤防の安全基準や工法がきちんと決まって、なおかつ下流の堤防強化が終わった段階で開削できるかどうかを検討しますという説明になっています。

田中哲夫委員

第2稿の項に戻るようなリファレンスをつけて書き込むということでよいですか。表現は少し書き直したいと思います。

その次、余野川ダムですけれども、もう2時間も過ぎており大分疲労困憊してきているので、休憩の時間をとりたいと思いますが、米山部会長よろしいですか。

米山部会長

そうですね、押してしまって、時間がありませんので15分にしますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは再開を6時15分ということでよろしく願いいたします。

[休憩:18:03~18:15]

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは時間となりましたのでこれより審議を再開させて頂きたいと思いを。
米山部会長よろしくお願いいたします。

米山部会長

時間が押ししてしまい申し訳ありません。場合によっては30分くらい延長になるかも知れませんが続けたいと思いを。よろしくお願いいたします。

それでは、まず余野川ダムのところからお願います。

田中哲夫委員

30分延長は避けたいと思いを。できる限り45分ですっ飛ばしていきたくと思いを。

そうしましたら、次の意見の大きなところ、余野川ダムに関してはあちこちの自治体は利水権を放棄して撤退という決定をしているわけです。例えば一庫ダムの利水容量の余野川ダムへの振り替えの代替案として、府営水道から水を導入する案も検討するためにも、全体的に水需要管理の精査が、これは河川管理者の方もやりますと言っているわけですが、やはり早急に必要であると思いを。

三点ほど皆さまのご意見を伺いたたくと思いを。まず今後ダムをつくる場合の調査検討項目なのですが、ただ単に動植物層のリストアップをただけでは、後追いでこうなりましたということにしかならないと思いを。アセスメントの大部分がそういう状況であったと思いをすけれども、どういう生態系を持ってどうしたいのかというビジョンがないと、きちんとしたモニタリングはできないのではないかとたくことです。具体的に何をすべきかというビジョンは、実は私にもないのですが。

次に、余野川ダムの検討の方法、そして社会的合意、ここまで一気に3つに対する意見をうかがいたたくと思いを。ここは私の方に理解不足がありまして、4ページの上ですが、余野川ダムについては流域委員会、猪名川部会とは別個に検討委員会をつくりなさいというように理解してしまいました。「余野川ダムについて、流域委員会や猪名川部会だけで『社会的影響』・『自然環境の影響』を分析することが不可能であり」から、「住民を加えた地区委員会で社会的影響も含めた地域への影響を検討 流域委員会の再答申 河川管理者が最終決定等」を河川整備計画に明記すべきである」までの6行を抹消して下さい。

あとは検討の方法ですけれども、余野川ダムについては、例えば計画が今よりも拡大、或いは縮小、または中止になるかも知れませんが、見直し、精査検討した後、余野川ダムに関してはこうするという決定が河川整備計画に示された場合に、現在の計画との落差を修正して不時着するように手だてを加えて頂きたい。

次に、余野川ダム建設に関しては余野川ダム環境調査検討委員会というものがあり、これは何年か前から開かれているのだと思いをすけれども、河川管理者の方から聞いたところでは専門家集団で環境アセスメントに類するようなことをやっているということでした。余野川ダム環境調査検討委員会には専門家しか入っていない状況ですけれども、この中に地域住民を検討委員会の委員として加えて検討して頂きたいというこの部分に関して、これでよいかご意見があれば、まず委員の方からお願いいたします。

最初の項目に関しては、府営水道から水を導入すれば、利水容量に関してはダムでもって担保する必要がないのではないかとこの部分ですね。

本多委員

余野川ダムのまとめに対してですが、第2稿には銀橋狭窄部の対策の中に「有効」と書かれていましたが、有効とは言い切れない、まだまだ検討の余地があり、代替案がたくさんあるのではないかと思います。

またダムに関しては、有効という言葉は簡単に使って頂きたくないと思います。効果があるというような表現に変えて頂かないと、提言の趣旨もありますので表現を工夫して頂きたいと思います。

前々回くらいに、ダムに関してはいわゆる下流部の対策についてまだ検討がされていない段階だという発言が河川管理者の方からありましたので、余野川ダムはまだまだ検討材料がたくさんあり、まだ未検討の部分もたくさんあるように思います。

最後の「検討の方法、社会的合意について」というところで、この最初の6行はどういう関係でこうなったのかはわかりませんでした、削除をして頂くのがよいと思います。

住民参加部会でも議論がありましたが、住民参加をいろいろなところに取り入れて頂きたいと思います。余野川ダムの環境調査検討委員会にも、地域の特性に詳しい方々がいらっしゃる方がよいと思います。また社団法人大阪自然環境保全協会でも野生鹿の調査をされていますし、また我々もいろいろ調査をしまして、マドボタルが出てきた、変異種があった等、いろいろなことがありますので、そういう幅広い意見も聴きながら検討をして頂きたいということで、そういう項目を1つ入れて頂きたいと思いました。

検討課題はたくさんあると思いますので慎重に検討を進めて頂きたいと思います。

田中哲夫委員

今の余野川ダム環境調査検討委員会というのはいつ頃スタートして、どういうメンバーで構成されているのか説明して頂けますでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

余野川ダム環境調査検討委員会は平成6年に設立されまして、今まで6回開催をして頂いています。もともとダムの建設を始めていたわけですから、ダム建設ありきでご意見やご指導を頂いて保全策を考えていこうということで開催して来ています。

余野川ダムについて有効であると先ほどから説明している通りなのですが、ダムの規模等も今はきちんとしてないということもあります。

もう1点、水と緑の健康都市も計画変更になりまして、規模としては変わらないのですが、環境も変わったということで、専門家の方に調査方法等を含めてご意見、ご指導を頂きたいということを改めて申し上げたいと思います。内容的には恐らく変わらないと思いますが、もともと建設ありきでやっていたことを、現状を踏まえてもう一度、さらにご意見、ご指導を頂くかどうかを確認して、方策について引き続きお願いするという形

をとりたいと思います。社会的な環境が変わったことを説明し、流域委員会等に中身を公表していくという形でもう一度お諮りした後、調査検討委員会のメンバー等を公表したいと思います。こういう委員会は本来メンバーを公表するのが当然なのですが、今申し上げましたように内容が変わりましたので、改めてお願いしそれで行くという確認ができれば、公表も含めてお願いしようと思っています。

田中哲夫委員

その専門家による検討というのは、この地域をどうしたいというビジョンがあって、その実現のために専門家の意見が必要となる場合が多いわけですね。そうしますと、本多委員のおっしゃる住民が参加する仕組みをもう少しきちんとして頂きたいと思います。地域住民にビジョンの複数の案を出すのは専門家かも知れませんが、専門家が出したビジョンを住民が採択して、その実現のためにどうしたらよいのかというの、やはり専門家が関わる部分があると思いますけれども、そこに住民がもっと参加して意見が反映されるような場をつくって頂きたいというのが本多委員の意見です。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

この調査検討委員会をお願いしているメンバーは、両生類あるいは哺乳類、水質の専門家等、全部網羅したような委員で、専門的にアドバイスを頂いて、それについて行政的判断も含めて流域委員会、住民、自治体にご説明をしていく形になると思います。今考えるとすれば、この専門家のところに住民が参加するというよりも、流域委員会の住民参加部会のご提案も踏まえて、その後どうするかということを考えていきたいと思っています。ですから、この調査検討委員会には我々が専門家としてのアドバイスを頂くという位置付けにしております。

田中哲夫委員

ということで本多委員よろしいでしょうか。

本多委員

位置付けということをお聞きしましたので、それはそれとして聞いておきたいと思いますが、住民と一緒にどうやって川づくりをしていくのかという中で、専門家の意見を聴くことも当然あるかと思いますが、その地域によく関わっている住民の方が専門家よりよく知っているということで、住民の意見を聴くこともあると思います。その辺の住民参加の工夫を検討しながらやって頂かないと、第2稿の書き方ですと専門家の意見しか聴かないように読み取れます。決して行政はそのように思っておられないと思いますので、住民参加はこの辺で意見を聴きながらこのようにやっていきますということをもっと突っ込んで書いて頂くとういと思います。それを検討して頂いて反映するよう、今からでもやって頂けたらと思います。

田中哲夫委員

そのように意見を書き改めますので、後は任せて頂けますでしょうか。

何を目標とするのかというビジョンが必要だという書き込み、それから水需要管理、これは10行程度で書けないくらい難しい数値が出てくるのだと思いますけれども、余野川ダムのまとめに関して今後の調査検討項目、それから住民参加に重点を置いた検討の方法という部分に関して書き直しますので、趣旨として、大きな流れとしてこれによろしいでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 広域水管理官 松山）

1つだけご参考までに、まとめの2行目で新規ダムの利水権を流域の自治体が放棄し始めた状況から云々とありますけども、これについて現在の状況を今我々が聞いている範囲でご説明します。

意見とかではなく、単に事実をご説明したいと思います。新聞先行で報道されておりますが、これにつきまして、まだ正式には河川管理者の方として聞いていません。新聞報道を見る限りにおきましても、その中身の数字の合っていないところはあります。では、その差をどうするのかという部分もありますので、これから我々も水道事業者の方に聞いてまいりたいと考えております。いずれにしても水需要の状況、ダムのりの状況につきましては今後ダムの利用を予定されている利水者に詳しくお聞きしていくことになると思います。

田中哲夫委員

水需要の精査確認は、以前にお聞きしたところでは時間がかかる、半年、或いは1年かかるという話でしたけれども、いつくらいに出てくるのでしょうか。見通しをお聞かせ頂ければありがたいのですが。

河川管理者（近畿地方整備局 広域水管理官 松山）

見通しについて明言はできませんが、新聞でこういう報道がなされていますので、そのことに関し我々もきちんと聞いていきたいと考えております。

田中哲夫委員

これ以上言っても出てきませんので、余野川ダムの項に関しては、検討の方法、社会的合意について別個の委員会を立ち上げるという6行は抹消し、最後に住民参加の仕組み、場をどうするのかについて、住民の意見をまず聴くべきだということを強調して書き直したいと思います。それによろしいでしょうか。

そうしましたら、狭窄部、余野川ダムに関しては猪名川部会の意見として、今日出てきた皆さまの意見をもとにして書き直したいと思います。

本多委員

社会的合意については、社会的合意とは何かということが逆に書かれなくなってしまっ

たようにも思いますが、これは猪名川部会だけがどうこうする話ではなく、流域委員会で意見書が出されることと思います。

現在、住民参加部会でも理念班で社会的合意について随分議論されていると思いますので、猪名川部会としましても、社会的合意とは何か、どういう時に客観的に認められたと行政が判断されるのかについて明確なものを示して頂けるように、ここに付け加える必要があるのではないかと思います。

先ほども言いましたように、客観的に認められたわけではないのに、ダムについて有効であると言われると疑問を感じます。これは猪名川部会でする話ではないかも知れませんが、流域委員会として、社会的合意とはどういうものなのかがない限りはつくってはいけない、代替案を必死に考えて下さいと書いておくべきだと思います。具体的な文章が必要であれば、考えてメールを送るようにいたします。

田中哲夫委員

明日下さい。

「社会的合意について」というのは、河川管理者の方とかなりギャップがあるところではないかと思います。河川管理者は流域委員会を極力尊重し、最後の決定は河川管理者がするという図式があるわけですが、極力尊重するとはどういう基準なのか、手順なのか明記して頂きたいという、そこまでしか踏み込めないと思います。それは、猪名川部会だけの問題でなく、特にダム建設等大きな項目については、流域委員会全体に関わる問題です。この部分は、猪名川部会から出てきているということを流域委員会の中で十分反映させるよう、米山部会長よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

あと20分しかありませんけれども、「猪名川全体に関する事業について」、環境、治水、利用、最後に河川レンジャーについてです。

まず、環境、猪名川全体の環境ですけれども、猪名川というのは、非常に人口の密集した地域を貫流する都市河川とはいうものの、都市部に残された人口が勝ってしまった自然空間ではなく、人と自然の営力が拮抗しながらできてきた貴重な里川という、あいまいな言葉が出ていますけれども、里川としての魅力を損なうことなく、都市河川の再創造の目標となるような「猪名川モデル」を目指して個々の施策を実施して頂きたいという巻頭言があります。

次に、個別施策では、横断方向の連続性の回復の中には、河川の水のついでいる分、水陸移行帯の部分、河川敷のもう少し冠水頻度の低い部分との連続性しか書いていません。私自身は、田んぼ、水路との横断方向の連続性も書き込みたいと思います。そういう生息場所の水から移行帯、河川敷の陸域の生態系の移行帯をもう少し回復して頂きたいということです。現在、高水敷と低水敷が分離し、水の流れているところと、なかなか冠水しない、大水の時だけ冠水するという高水敷が分離されています。水のついでいるところ、水と陸との移行帯、陸という2つの生態系の拮抗する部分で様々な生物が生きているわけですから、その移行帯を大切に河川整備を行って頂きたいということです。

魚道に関しては、何でもかんでものぼれるようにするのではなく、もともと猪名川にど

ういう魚が自然分布していたのか、その魚がもともといたようにするには、現在どこが一番障害になっているのかを重点的に明らかにして、その部分から着手して頂きたいと思います。効果の小さい上流部に物すごいお金をかけて魚道をつくるよりも、下流域の潮止堤等の改善で非常に効果的なところがあるはずですので、優先順位をつけて、猪名川にもともと棲んでいた魚たちの分布を目標として、その障害となっているところを取り除いて頂きたいと思います。

水質に関しては、個別のことになっています。例えば、河川と水路の連続性を確保して魚道をつくるというのは、具体的な施策で提示されていたと思いますけれども、その連続性を確保して、魚を初めとした水生生物がのぼって行って、のぼっていった先が棲むに値しないようでは困ります。棲むに値するところというのは、水質、物理的な水路、或いは河川の構造だと思しますので、その部分に関しても、行った先が棲めるような場所であって初めて魚道の意味があるということです。

次に、畚野委員から出てきた5ページの5行目ですが、水質のところ、「『猪名川総合開発事業』において、余野川ダムとセットで河川浄化施設、最大処理能力120,000m³/Dayの設置が謳われていた。現在でも猪名川中下流域の水質浄化・水質保全是重い課題であるにかかわらず、本浄化施設の計画は視野から外されていると聞き及んでいる。計画を撤回された理由を説明頂きたい」とあります。これは、後で河川管理者の方から現状を説明して頂きたいと思います。

猪名川は、河川敷の植物に関しては帰化植物の比率が日本一です。しかし、河川敷にもともと棲んでいた在来種の生息が脅かされているので、これは人為をもって、ある程度の圧力を加えて在来種のえこひいきをしない限り在来種が減ってしまうということで、その手だてを加えて頂きたいということです。

あと、オオクチバスの話は少しつけ加えました。ダム、いろいろな堰、堰堤の上の湛水域で殆どのところにブラックバスが侵入して繁殖していますので、それに関する手だてを早急に講じないといけないということです。

この環境、猪名川全体に対する基本的な方向性、里川として保全、再創造して頂きたい、縦断方向の個別施策、魚道、水質、外来種対策と書きましたが、これでよろしいでしょうか。追加事項や、間違っているところがありましたら、意見をお願いします。

松本委員

以前意見で出させて頂いていたことなのですが、個別施策のところ、横断方向、縦断方向の改善の工事をする場所について、何故その場所なのかという辺りが、視察の時にもよくわかりませんでした。ですから、何故ここなのか、またそれをするにあたっては、その地域の住民、或いはそこで自然観察会等を行っている地元団体等と相談し、意見を吸収して頂いた上で進めて頂くのが、その後の地域の改善のためにもプラスになるのではないかと、何らかの形で入れて頂けたらと思っております。

これは住民参加部会等でも一部そういうことに関わって出てくるかとは思いますが。

田中哲夫委員

今のお話を具体的に文章で入れるとしたら、何故その場所でということを書くということですね。

松本委員

そうですね。例えば何故空港川のところなのか、よくわからなかったのです。地元の要望があるのかと伺ったところ、そうではないという返事を頂いています。もちろんそういう改善をすることには賛成なのですが、私から見たら、別の箇所を先に手をつけたらよいのではないかというようなところもあります。

森下委員

場所を選定する時は、流域全体の生態系を考えた上で、その位置付けをきっちりすることはすごく大事だと思います。思いつきでその場所ができるということではなく、やはりものを変えていく時には必ずその位置付けをした上で、何故そういうところを選んだかというのは出てこないといけないと思います。

もう一つ、その前のところですが、外来種の割合が非常に高いということが書いてありますけれども、それがどうしてなのかということが大事です。猪名川にどうして外来種が多いかということ、単に猪名川という都市河川が初めから手が入れられた川であって、長い時間人が住んでいて、在来種が少ないために外来種の割合が高くなっているのです。その辺りをもう少し学問的に書きませんか。

今のままですと、人がたくさん外来種を入れたような気がしませんか。そうではないのです。猪名川の自然は、もともと人工的な自然が占めている割合が非常に多く、在来種がもともと少ないのです。その数が少ないところへもってきて同じ量の外来種が入ってきているから、外来種の割合が高くなっているわけです。そうですね、服部委員。

服部委員

はい。

森下委員

外来種の侵入している量としては、他の河川に比べて多いわけではないのです。そういうことをはっきりさせておいた方がよいと思います。

外来種の割合が多いとか少ないからということではなく、猪名川にとっては、外来種がどういう役割をしているかということが実は大変問題なのです。猪名川にとっては、もともと非常に在来種が少ないから、外来種の問題が大きく響いてくるというような書きの方がよいのではないですか。

他の川よりも在来種が少ないことをまず明記しないと、何故外来種が増えていくことがいけないかということにつながってこないと思います。

田中哲夫委員

2つの質の異なる意見が含まれていたと思います。横断方向の連続性、何故その場所かという話で、松本委員にも通じるコメントだったと思います。

現実には例えば下加茂地区で、横断方向の連続性の回復でしたかね。下加茂地区というのは、横断方向でしたか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 上下）

横断です。

田中哲夫委員

河川環境とは人工的なものでなく、自然の営力と人間の営力が拮抗してつくる場所ですので、場所の選定にあたっては、川が川をつくるような場所を重点的に回復させて欲しいと思うわけです。とはいうものの、既に流域が徹底的に開発されていますので、理想的な場所が施工地点に選べるとは限らないと思います。そこで苦肉の策で現在河道幅が確保できるところ等、いろいろな条件、生物の方だけでなく、人間の住み込み条件、土地利用条件を合わせて、下加茂地区というのが1つの候補に挙がってきたと思います。

他にも候補を選ぶ時には、例えばワンドを掘ってつくる等、コンポーで生息場所の完成品をつくるような工法ではなくて、川が瀬と淵をつくれるような場所があれば、そこを重点的に横断方向の連続性の回復を図るということですね。横断方向というのは水、河川敷、陸上の部分だと思いますけれども、そういう場所を選定して頂きたいということで、松本委員と森下委員、どうでしょうか。

森下委員

そういう時に、科学的あるいは社会的に、例えば場所として一番やりやすい、コンセンサスが得られやすいというよりは、もう少し学術的に決めていかないといけないと思います。学術的に決めるとはどういうことかということ、古い時代に分離をされたところに改めて手を入れるよりは、比較的新しい時代に寸断されてしまったところから回復していくというのがルールではないでしょうか。要するに、再生と復元というものは、種がなくなってしまったからはとても難しいことですよね。それをより生態学的に効果的にするならば、一番新しく疎外されたところから回復の手を加えていくということをやっていけば、流域全体に対する結果として大きなものが得られると思います。

田中哲夫委員

一番新しいかどうかは別にして、再生が見込まれる、再生が速やかに行われるだろうところを選定するということですね。この辺に関しては、松本委員、よろしいですか。

もう1つは、外来種対策で、何故外来種が多いのか、その原因を明らかにしておかないと対策は立てられないということですね。

今の話では、外来種は人工的に、人間がいろいろ川をさわったもので、そこに最初に侵

入ってくる能力の高い外来種が現在繁茂しているということです。これに関して、服部委員何か意見がありましたらお願いします。

服部委員

帰化率が高いというのは、要は種数・面積関係で、在来植物の種数は面積によりますから、猪名川のような小河川、或いは都市河川では当然在来種は少なくなります。帰化植物というのは、大体一定の割合で入ってきますから、相対的に猪名川の帰化率が高くなるという必然的な構造があるわけです。問題なのは、帰化率が日本一というようなことがいつも出てくるので引っかけたということがあります。

外来種対策なのですけれども、外来種は除去すれば在来植物が出てくるわけですから、問答無用、論理なしです。とにかく優占していたら刈り取るということをやればなくなります。例えばトウネズミモチというのが入ってきていますけれども、これは考えているうちにもどんどん種をつくって増えていくわけです。ですから考えているよりは切った方が早いという、極めて単純なことです。魚類等の場合、いろいろ問題になると思いますけれども、植物の場合は目に見えますので、適当な時期に伐採してやるということで済みます。全ての帰化植物を除去するというのではなく、河川の生態系に大きな影響を与えている優占種となるような外来種の対策ということですので、大きな問題はないと思います。

これはこちらから提言するということなので、できるだけ速やかに外来種対策を行って下さいというような形になるのではないかと思います。

田中哲夫委員

河川敷という攪乱の激しいところでは、繁殖のスピードの速い生物がどんどんのさばって来るとは思いますけれども、植物というのは、基本的に光をめぐる競争しておりますので、一遍在来種が占めると、帰化植物はなかなか入りにくいということがあります。服部委員の意見では、ともかく外来種をいじめまくったら在来種の勢力圏が増えて、そのことによって外来種が増殖するスピードを抑えるということですね。それで、よろしいですか。

服部委員

少し違います。要は、外来種植物というのは、日本の生態系に合っているわけではないですから、完全に優占化してしまうわけです。他の植物の入る余地がない単独群落を決定的につくってしまうのです。セイタカアワダチソウはこの典型で、そういう単純な1種類の群落をつくってしまうのです。ですから、そういうものを除去するということです。

田中哲夫委員

外来種対策について、服部委員、明日中に改訂版の文書を寄せて頂きましたらそれを盛り込むことにいたします。森下委員も、学問的な意味合いを盛り込んだ文書を、庶務が私の方に寄せて頂ければ盛り込むようにいたします。

ブラックバスに関しては書き込んだのですけれども、対策についてはお手上げ状況です。

有効な手段が見つければ、琵琶湖で行われていますような対策をあちこちの分布の源となるようなダム湖で、対策を講じていって欲しいと思います。こう書きましたけども、例えば河川の構造に関して、縦の連続性とか横の連続性、或いは瀬と淵という、物理的なものは回復できます。ダムを撤去して氾濫源を増やしたら物理的なものは帰ってくるわけです。日本人が減びても帰ってくるのですね。ところが、日本人が減びても生物的な汚染、ブラックバスというのは消えないのです。これは、大変な問題だと思いますけれども、その解決法は非常に難しいと思います。

次ですが、治水に関して、この辺は私の文章と畑委員の文章とが混ざってしまっていて、未完の部分になります。要するに現在強度の浸水被害を受けているところで、ダム建設その他のいろいろなハードの手当てによって救いきれないところは、移転や、或いは浸かっても致命的なダメージを受けないような住まい方等の手だても書き込んでいくべきではないかということです。

5 ページの下 6 行目くらいで、新しく住宅開発した時には、その面積に応じて遊水池をつくりなさい、或いは各家庭で雨水マスをつくりなさい、道路を浸透性のものにしなさい等、新しくつくるところに関しては、洪水時のピーク流量をカットするような施策が微々たるものとはいえいろいろ盛り込まれているわけです。現在の猪名川の貯留能力、雨水の浸透能力、農地、ため池等がどのくらい貯水能力、或いは浸透能力を持っているかということ、もう少し考えの中に入れて欲しいと思います。ここの部分に関しては、細川委員が前におっしゃった、ため池等の個々の小さなことの積み重ねというのも、治水に関して是非盛り込んで頂きたいということです。

治水の部分で何か意見はありませんか。なければ、緊急の意見は、庶務か私の方にファクスでもメールでも何でも結構ですので出して頂きたいと思います。

9月5日に猪名川部会としてのとりまとめを出しますけれども、それ以降も変更可能といたしますか、委員会で意見をまとめますので、具体的な文章にして庶務か私の方に頂きたいと思います。

次に 利用ですが、ここには漁業の利用がないのですが、主に議論されたのは、猪名川は、都市公園や運動公園としての河川敷の利用率が、淀川流域の他の河川よりも高いということです。高水敷の65%がグラウンド等の本来は堤内地にあるべき施設が河川敷に進出しているということで、これ以上のグラウンド等の河川敷の利用形態は制限して頂きたいということです。グラウンドを縮小した場合には、高水敷を切り下げて、冠水頻度の異なった移行帯を中心にした場所をつくり上げることによって、米山委員がおっしゃいましたような「猪名川モデル」の里川の復活が可能であろうと思います。

利用に関して何かありますでしょうか。

服部委員

先ほど帰化率が日本一というお話がありましたけれども、高水敷の利用率も日本一ではないかと思えます。

淀川は、資料を頂いたら高水敷の利用率は20%くらい、他の河川で高いところも40%く

らいということで、淀川水系全体でとらえられると、猪名川の特殊性が薄れてしまいます。ここは猪名川の特殊性ということで、65%もグラウンドを使われているという現状を見て頂いて、河川保全利用委員会もよいのですけれども、委員会にかけるまでもなく、新規の公園等の増設はこれ以上認められないというはっきりとした方向だけはお願いしたいと思います。

田中哲夫委員

これ以上極めて人工的な使い方は中止というか認めないというくらいの強い言い方を猪名川部会として出してよろしいですか。森下委員、これは都市河川ですから、河川敷のグラウンド利用も半分くらい認めないといけないのではないかと、といった意見はないですか。

森下委員

高水敷が低水敷というか冠水率が高くなれば、生態系が安定してくるということと、やはり今一番問題になっているのは、ホームレスによる占拠だと思えます。川は水がつくもののだということになれば、占拠率は減ってくると思えますし、社会問題化しているような問題を川としてどう対応するかということも非常に大事だと思えます。できるだけ自然の状態に近いような利用のあり方というのが、私は大事だと思っています。

田中哲夫委員

よろしいでしょうか。河川敷の新規利用は認めないという強い口調で意見を出すことにします。

最後の 河川レンジャーについてですけれども、説明資料の中に僅かにフローチャートで、河川レンジャーとはどういうことをするものかということが触れられています。河川レンジャーについては、巻頭の4行は私が書きましたけども、あとの1から9までは主に本多委員のご意見です。

河川レンジャーについて細かいところは、今まだ検討して立ち上げる段階であり、言明できないことは重々わかるのですけれども、私の考えではNPOや地域住民がボランティアでやるような形態では機能しない、権限を与えて報酬を与えなければいけないという気がします。もしこれから河川レンジャーを立ち上げるというのであれば、ここに書きました「役割・権限・義務・社会的地位・報酬・河川管理者との権力関係」、河川管理者の中のずっと下積みの飼育殺しに終わるのか、或いはこの中から河川管理者のトップが出るのかという、そういう仕組みのところまで含めた検討をして頂きたいというのが、私の意見です。

その下は本多委員の書かれたことですが、本多委員は実際に箕面の方でこのような分野のことに携わっておられるので、その中から実際に出てきた問題点をここに書かれたのだと思います。

本多委員

河川レンジャーについて書かせて頂いたのですけれども、本来これは猪名川部会だけの

問題ではないと思われます。恐らく住民参加部会で検討することなのですが、実は意見を申し出たのが少し遅れまして、住民参加部会が終わった後だったので、猪名川部会の方に書かせて頂きました。

現在、試行という形で淀川の方で始まっているということもありましたので、このように検討して頂く課題を整理させて頂きました。この文章については、淀川工事事務所の方にも送らせて頂きました。

田中委員の書かれた部分で「役割・権限・義務・社会的地位・報酬・河川管理者との権力関係」、権限ということが書いてありますけれども、私はこれそのものも全部検討課題だと思います。必ずこうなさいとは書けないでしょうし、NPO がよいのか何がよいのかということも含めて、その関係を全て検討する必要があると思います。河川レンジャーに関してどこかで検討会が設置されたようですから、検討課題なのだろうと思いますので、下記のことを検討して下さいと書いて、権限等についても検討課題に入れて頂いた方がよいのではないかと思います。こうあるべきと書かない方がよい気がいたします。もちろん社会的地位、報酬も全部検討課題として、2かどこかに入れて頂いた方がよいと思います。

田中哲夫委員

申し訳ないですけれども、文章で改定案を書いて、明日中に提出して頂けますか。

本多委員

わかりました。そのようにさせて頂きます。これは片方で議論が進んでいると思いますので、そういう意味で出させて頂いたとご理解頂けたらと思います。

田中哲夫委員

わかりました。流域委員会の中では住民参加の部門にあたるのかも知れませんが、河川レンジャーということを中心に位置付けるように検討して下さいということを、猪名川部会のことではないかも知れませんが、文章に書き込んで提言するというところでよろしいでしょうか。

本多委員、河川レンジャーについて、5行か10行くらいで猪名川部会としての文章をお願いいたします。他の委員で言っておきたいことがあれば、本多委員の方に意見を集約して下さい。最後の収穫物を私が意見書に書き込みます。それでよろしいでしょうか。

先ほど抜かしていたのですけれども、5ページ目の水質の5行目、畚野委員の意見で、猪名川総合開発事業において、余野川ダムとセットで河川浄化施設、最大処理能力12万m³/日の設置がうたわれていたがどうなったのか、現在でも猪名川の水質は決してよくなっていないという記述があります。浄化施設の計画を河川整備計画から外されたのは、管轄が違って提言はできるわけで、計画撤回された理由、或いは現在どうなっているのか、河川管理者の方、現状を説明して頂けますか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

猪名川総合開発というのは、余野川ダム建設と猪名川下流部の浄化施設、2つの事業をもって猪名川総合開発工事事務所という名前で現在に至っています。

猪名川の水質の件ですけれども、下水道の整備がかなり進んできており、河川水質が現在大幅に改善されています。

平成13年の資料では、軍行橋という地点で、BODの年平均が今1.2mm/L、1.2ppmと非常にきれいになっております。

こういう猪名川の水質の改善状況を踏まえて、今後計画の見直し、検討をしていきたいと考えています。ですから、今まではご説明はしてなかったということになります。

田中哲夫委員

畚野委員、よろしいのでしょうか。もう十分水質がきれいになっているから何もする必要がないという感じでした。

畚野委員

第2稿の一般論というか全体の提言といったところには、水質を重要視してできるだけきれいにするという言葉があったので、そういう方向付けと、浄化施設の計画の撤回ということと矛盾がないか、その辺をよく考えて頂いたら結構だと思います。

松本委員

猪名川部会で前から申し上げてきたのですけれども、軍行橋の辺りまではきれいなのですが、利倉の辺りから汚濁が目立つというのは変わっておりません。今まで河川敷内での浄化も含めた検討等もお願いをしていたと思います。ですから、今後の予定はどうなっているのかももう少し伺いたかったのですけれども、是非利倉の辺りの水質浄化にも力を入れて頂きたいと思います。

米山部会長

リーダーが消されたところをもう一度問題にしたいと思います。

これは池淵委員の意見なのです。資料2-1の7ページの下の方に、「検討の方法、社会的合意について」ということで、余野川ダムについて言及されています。それを全部カットするというのは乱暴なので、少なくとも、地域住民の参加をどのような仕組みで行うかルールをつくるべきであるということころまでは復活してもよいのではないかと思います。

ですから、余野川ダム検討委員会をもう1つつくるという話ではなくて、ここの手続として、専門家による環境影響の評価委員会があって、その結果をもとにして住民を加えた地区委員会で、社会的影響を含めた地域への影響を検討し、それから流域委員会に再答申して河川管理者が最終決定するということころは生かして頂いた方がよいように思います。

田中哲夫委員

7ページのこの部分は、私が曲解して書いた箇所に対するご意見で、池淵委員が言いた

かったのは矢印の後の部分、最終責任者はだれかということだと思います。

ここで「流域委員会で最終決定等」と書いてありますが、最終決定は河川管理者がすると最初から明言されていますので、これは覆せないだろう、流域委員会その他の意見を十分に検討し、生かして、河川管理者が決定することになる、というのが池淵委員の意見だと思います。その上の部分は、池淵委員の意見ではないのです。

そのように認識しておりますが、庶務、それでよろしいですか。

米山部会長

ではこの6行はもう完全にカットしますか。

田中哲夫委員

私が今日理解したのでは、余野川ダムに関して別個の委員会を立ち上げるのではないということです。そして、この流域委員会、或いは猪名川部会、それから余野川ダム環境調査検討委員会の中に住民を入れる仕組みをつくりなさいということは提言の中に入れます。

私が今日か明日に書き直しまして、アウトラインといった部分が9月5日の流域委員会で猪名川部会の意見として出ますけれども、その後、9月5日に出てきます第3稿に対しての流域委員会の意見をまた出します。それには間に合いますので、是非文章として庶務、或いは私の方に提出して頂きたいと思います。9月5日はまだ最終デッドラインではありません。その後作業部会で固めていきますので、是非もう一回精査して意見を寄せて下さい。

米山部会長

一般傍聴の方のご意見を伺いたいと思いますが、その前にもう1つ、先ほど細川委員が休憩の時に提案されたことをここで言って頂けますか。

細川委員

琵琶湖部会や淀川部会の方では、住民参加の意見聴取の試行の会というのを、琵琶湖部会から始まってもう既に3回されており、私も1回目と3回目に参加しました。

3回目には、一方で丹生ダムの地元の方、他方では淀川下流のグラウンドを利用されている硬式野球の方と、全く立場の違う方たちがそれぞれ意見をおっしゃって下さいました。最初是对立的な意見をおっしゃっていたのが、最終的にはお互いの考え方に理解を示されるような形で終わることができました。合意ということはなかなか難しいと思いますけれども、様々な立場の方がいらっしゃって、自分とは全く違う考え方の人たちがいるということを共通の認識としていくのはとても大事だと思います。9月5日の委員会の後、検討をしていかないといけない中で日程がとれるかわからないですけれども、猪名川部会でも様々な立場の方に意見を述べて頂く場を検討して頂けないかと思ひまして、提案させていただきます。

米山部会長

はい。それを先にお諮りしておきたいと思います。

猪名川部会も、9月5日の委員会が終わった後もう1回やらなくてはいけないと思っています。加えて、上流の方と下流の方が意見を交流する場を設定した方がよいのではないかというのが細川委員の意見です。他の部会は開催しておられて、猪名川部会だけが開催してないので、サボっていると思われるかもしれませんが、やるべきではないかということをお考え頂きたいと思います。

一般傍聴の方からのご意見を伺った後で日程の設定をしたいと思います。よろしく願います。

それでは、時間が遅くなり申し訳ありません。ご発言がありましたらお願いいたします。

傍聴者（新保）

大阪自然環境保全協会の新保と申します。

河川管理者の方にお伺いしたいことがあります。今日の3ページ、「2 余野川ダム」の「ま」とめに対して（ダム - 22）」というところでも、「一庫ダムの利水容量の余野川ダムへの振り替え」といとも簡単に書かれております。第2稿の5.7.2にも、「既設一庫ダムの利水容量の振り替えのための貯留施設として」云々と、一庫ダムの振り替えという言葉がしばしば出てきます。

一庫ダムは多目的ダムとして、河川法に基づいてあらゆる法手続を経て建設されたダムだと思います。これはそんなに簡単に振り替えられるのでしょうか。整備局の方はこの辺をどのようにクリアをされるおつもりなのか、見通しはあるのか、大変だろうと素人ながら思いますけれども、そういうことはないのでしょうか。

米山部会長

ご質問ですか。河川管理者に回答を要求しているわけですね。

要するに、一庫ダムは多目的ダムとしてつくられたものを、今度は完全に銀橋の治水の対策とおっしゃっているけれども、それは理屈が合わないのではないですかという質問だと思います。簡単にご回答頂けますか。

傍聴者（新保）

銀橋ではなくて、余野川ダムに利水の部分を振り替えるということをおっしゃっていますが、そんなに簡単に多目的ダムから利水をとってしまって治水専用にする等、そんな器用なことができるのですか。法律的にということです。

米山部会長

申し訳ありません、今庶務からご注意頂いたのですけれども、ご意見を承るのは猪名川部会に対してということで、河川管理者側に対しての質問ではないという、そういう扱いにして頂きたくないということです。

私どもはどう返事すればよいのですか。

田中哲夫委員

私もどう答えたらよいかわからないのですけれども、例えば特に丹生ダムで顕著だったと思いますけれども、丹生ダムは治水、利水、環境ということでしたが、利水の方は、ほぼ利水で守ることはできないようになって、ダムをつくることによって琵琶湖の環境を守るという目標に変えたわけです。この場合もダム建設のための目的を外していると思いますけれども、全てのところについて回ると思います。

本多委員

部会長からお話があったように、あくまでもこの質問の時間は流域委員会に対する質問ですので、今のご質問に我々は答えられないと思います、河川管理者に対する質問ですから。それを我々が聞いた上で、我々も是非河川管理者に聞いてみたいということであれば、我々から河川管理者に聞いたらよいと思いますし、その意見はもうよいというのであれば無視してもよいかも知れません。一度聞いた以上、我々としては河川管理者に聞いた方がよいのか、それとも聞かないで無視していくのかと判断するのが我々の立場だと思います。

米山部会長

私もそう思います。時代によって目的が変わっていくということはあるわけですから、多目的と言っている一目的になったり、一目的だと思っていたのが多目的になったりということはあってもおかしくないわけですから、それは時代によって変わるのだとご理解頂いたらよいと思います。

傍聴者（新保）

それは違います。

本多委員のおっしゃったように、一度ご検討頂いて整備局の方に聞いて下さい。これは非常に大事なことだと思います。そんなに簡単にできるのですか。法律はどうなっているのですか。そのように私は疑問を呈しているのですから、それを委員の皆さま方が、どうでもよいと言えるのか私は不思議な気がします。聞いて頂けたらありがたいと思います。以上です。

米山部会長

わかりました。では、また後で聞くことにします。

傍聴者（高田）

同じく大阪自然環境保全協会の高田です。

先ほど銀橋狭窄部の話がありましたが、この7月は池田で説明会があり、8月は我々保全協会と関西のダムと水道を考える会に対してわざわざ説明会を開いてくれました。その

両方の時にかなりお聞きしたのですが、どうもはっきりした答えが返ってきません。

銀橋狭窄部を開削すれば下流に影響があるということと、上野の遊水地、或いは保津川の亀岡とはかなり様子が違います。ここは端的に言って、多田の住宅地が遊水地になっているということです。それで地元の方はよいのですかという質問を公の場で一遍言ってみて欲しいと思います。

その話はそれでよいのですが、その時に言われたのは、下流部の治水が問題だということでした。一番気になったのは、猪名川の堤防は定規断面はできているけれども中身が脆弱だということです。2、3カ月前に上野の川上ダムの際にも、木津川本川、要するに3川合流点から上の方の堤防が、砂でできていて非常に危ないということでした。その時出された資料には、開削した時の、砂の断面をわざわざ写真で入れてくれていました。

私も土木屋ですので、そんな脆弱なものとは思いたくないのです。形は整えたが中身は信用できないということ、事業責任者が言ってよいのでしょうか。それでは張り子のトラをつくっただけだという話であり、私はそうは思いたくないのです。

確かに堤防強化ということで努力されているのはわかりませんが、その時に聞いた話では、400mに1本ずつボーリングで調べているということです。その技術的な内容は言いませんが、そういうおおらかな調査方法でよいのか非常に問題だと思います。

言いたいことは、下流が不十分なために一庫ダムが結局現在は150m³/sしか放流できないのです。それでは、ダムは何のためにつくったのですかという話になります。650m³/sが当初の放流計画でしたが、今150m³/sしか流せないのです。これは平成12年発行の一庫ダムのパンフレットにも書かれています。計画降雨が来た時は大水が来ますよという言葉まで書かれています。

先ほど、銀橋の開削の話もありましたが、川西の下流右岸で今用地買収をして堤防をつくっています。そういうことと下流の堤防の強化が相まったら開削できるはずです。お話を聞きましたら、川西の小戸のところはあと3年ほどでできるという話です。もちろん予算の問題があるでしょう。先ほどの、銀橋開削は原則しないという話は今の時点であって、3年後はできると思います。ですから、堤防の強化、特に超過洪水対策に対して、越流しても壊れないという堤防が絶対に必要です。

耐震性についてはこの前の地震で怪しいところは露見しましたので、それで直されているわけです。

ですから、ダムに頼るのではなく堤防をまず強化することが大事です。余野川ダムをつくるお金は堤防強化の方へ回して欲しい。一番大事な治水の観点を正確に入れて欲しいと思います。

傍聴者(千代延)

吹田市の千代延です。

これは大半の委員に対してお尋ねするのですけれども、河川管理者の方は第2稿でも、狭窄部は、保津川の狭窄部、木津川の狭窄部、全て基本的には原則同じで、ある条件が整うまでは開削しないということをお書きになっています。これに対し、委員の方は賛同さ

れておりまして、賛同されるのはご意見ですから、自由ですけれども、プロセスとしまして、銀橋下流の堤防がどの程度の強さなのか、その対策をするのにどのくらいの期間がかかるのか、例えば50年かかるのか30年なのかご存じなのでしょう。それから大雑把でも、1,000億円かかるのか500億円で済むのか3,000億円かかるのか、そういう情報をお持ちになって、今は開削しないでいこうと判断されたのかを教えてくださいたいと思います。

もう1点あります。河川管理者には今日は質問できませんから、皆さまで最終意見書を仕上げられる時に考えて欲しいのです。

昭和35年からは既に40年経ております。その間に、震災等もあり、よいことではないけれども検証する機会がありました。建設省の時代から、銀橋狭窄部より下流のところに対して堤防が弱いのに放置しておかれたわけではないのです。河川の幅を拡大したり底を掘ったり堤防を強化されたり、いくらになったか本当にお聞きしたいのですが、この40年の間にそういう部分に物すごい金を使われて効果が出ているはずですよ。

35年のようなことが起こったら大変ですよというのを、委員の皆さまが丸々信用されているのかどうか分かりませんが、その辺をどうお考えになっているのでしょうか。これは2、30年のことを言われているのかどうか分かりませんが、どの狭窄部とも同じように開削しないとすっといかれたということに大変疑問を持って私は聞きました。どなたか教えてくださいたいと思います。

米山部会長

どなたか代表で返事していただけませんか。

狭窄部を原則として開削しないというのは、皆さまで決めたことになっていますから、それについては特にコメントいたしません。

35年から現在まで40年にわたって、たくさんお金を使われているではないかというお話ですけども、それは当然のことだと思います。

しかし、それでも、相手は川ですので、放っておいたら崩れます。天理と人道という二宮尊徳の言葉がありますが、天理は放っておいたら崩れるのです。現実の問題として、川は放っておいたら蛇行して、魚はよいかもしれませんが人間はひどい目に遭うということが起こるわけです。それで、やむを得ず真っすぐの川にして、残ったところを細川さんが提案して公園になったりしているわけです。

現実の問題として天理の方は恐ろしいのです。台風も、地震もそうです。それに対して人道というのがあるのです。二宮尊徳の言い方でいくと天理と人道なのですが、その人道の方ですね。橋が壊れたら直す、堤が崩れたら直す、それが人道だということです。天理教の話と違いますよ。天理と人道というのは『二宮翁夜話』に出てくる言葉ですけども、そういう原則があるのです。我々の社会は放っておいたら駄目になるのです。どんなことでも放っておいたら駄目になるのです。ですから、直さなければいけません。

エントロピーというのをご存じでしょう。エントロピーで、放っておいたらだんだん崩れてしまい駄目になるというのが、天理なのです。天理に対して我々、人間世界はいろいろな意味で抵抗しているのです。法律もそうですし、人倫というような倫理もそうです。

それに対して抵抗することによって世界が成り立っているというか、人道が成り立っているわけです。

脱線してしまいましたが、要するに、猪名川という40kmの河川だけでも無限に金を使ってしまうと思います。わかりますか。

傍聴者(千代延)

いや、全然違います。私のお聞きしたことの答えになっていません。

田中哲夫委員

銀橋の下流の手当てができたら開削する、下流の手当てができるとはどういうことというご質問だったと思います。

傍聴者(千代延)

後回しにするというのは、結果的にはそうなるかも知れません。しかし、その対策を講じるには、開削をするほどの条件ができるのにどれほどの期間がかかるか、どれくらいのお金がかかるかということです。先ほどの答えは逃げられましたからね、答えになっていませんけど。アバウトでよいですから、他の検討をなさると同じように、それをご存じの上で、或いは確認された上で、先送りにしようとお決めになったのですかというのが知りたいのです。

田中哲夫委員

他の委員はわかりませんが、私自身の認識では、下流部の対策にどれくらいのお金がかかるのかについて、今情報として持っていません。どれだけの期間がかかるのか、またスーパー堤防なりの対策ができたとして、時間とお金をかけたとして、どれくらい堤防の強度があるのか、本当に開削してよいのかということに関しての、今のご質問に関しての自分の中の認識というのは、申し訳ないけれども甘かったと思います。そこは私が質問します。

細川委員

私が考えているのは、どのように堤防を強固にしようか、或いはダムをつくらうか、洪水は起こり得るということを、河川管理者の方が初めてその認識に立って河川整備を考えていこうとしているということは大きな変化だと思いますし、それを歓迎したいと思っています。

狭窄部を開削するか、それをしないかわりに余野川ダムを許容するかという話ではなくて、まず狭窄部、銀橋の開削の前にすべきことはもっとあると思います。河川管理者にとっても、まだ協議もしないといけませんし大変な道だと思いますけれども、まず流域で対応する、或いは浸水を軽減して浸水に対して強い地域をつくっていかうという新しい理念にのっかってこれからの治水を考えていって頂きたいと思っています。開削とかダムとか、

とにかく河川の形状を変えることから治水を考えるのではなく、それ以外の手だてを精いっぱい尽くした上で、最終的にどうしようもない場合に考えて欲しいと思っています。

まず何を優先して欲しいかということに関して、私は、堤防の応急強化でもなくダムでもなく、まず流域での対応。浸水に対して強い地域をつくっていくという新しい河川整備計画を望んでいます。

松本委員

今ご質問のあった件は、以前猪名川部会で私も質問した内容です。下流部の治水対策というのは、1つは小戸地区、無堤地区をきちんと直すということです。そのあと、弱い場所というのが何カ所もあってそこを補強するということです。どういう補強の仕方をするのか、どのような場所があるのか、金額は幾らかかるのかということについて、河川管理者の方から明確なお答えはありませんでしたし、なかなかそういうのは出せないというニュアンスだったと私は受け止めています。

ただ、銀橋から下流部、特に猪名川、余野川の合流地点よりも下流部については非常に河道幅が広く、河川敷内での貯留能力はかなりあります。それに対して、銀橋の狭窄部をどれくらいあけるかというのは非常に難しいのですけれども、少しあける程度であれば、下流部の河道内での貯留で十分耐え得るだろうとは、視察等をし、また専門家の方の意見も伺ってきた中で思っています。このため、私は実は比較的短期間で一部開削は行ってもよいのではないかと傾いているのです。それが先ほどの発言になっています。

傍聴者(増田)

箕面の市会議員の増田京子です。

質問をさせて頂く前に、私は今の議事進行に疑問を持っているのですけれども、新保さんの質問に関して、庶務の方から流域委員会で受けてくれという話がありましたけれども、やはり流域委員会で受け切れないことがあると思います。今まで私も何回か質問させて頂いて、河川管理者にお答え頂いたことがあります。今の質問は、部会長が受けてそれを河川管理者に振ったのですから、河川管理者が答えなければいけないのに、どうして庶務はそういうことを言ったのか、不思議に思っています。「発言にあたってのお願い」の中にもそういうことは書かれていないですよ。今までよかったのにそれができないのです。どうして庶務がこういうことを言ったか、文書で結構ですので改めて三菱総合研究所で答えて下さい。

どうしてかというと、私も河川管理者に聞かないと皆さまに要望として伝えられないことがあるからなのです。

私の質問といたしますか意見なのですが、狭窄部のことは皆さま真摯に答えて頂きまして、流域委員会はよい会だと思っております。そういう部分もあるということはお伝えしたいのです。

関西のダムと水道を考える会の方から出された意見に、資料として日経新聞の8月19日、20日、21日の記事が載っていますが、その件に関して河川管理者はまだ聞いてないという

話でした。しかし、これは国土交通省に伝えたということなのですよ。近畿地方整備局は国土交通省管轄だと思いますけれども、聞いてないのか聞いているのか、国土交通省にこういうことが伝えられてないのかどうか、これを私はお聞きしたいのです。

米山部会長

どういう記事ですか。

傍聴者(増田)

猪名川部会参考資料1に入っております。日経新聞の記事、389-2とか389-3とか下に書いてあります。「丹生・大戸川ダム撤退」と「ダム、阪神企業団も撤退」。これは日経新聞の記事として入っております。

この件についてそちらは質問されていたと思います。その答えが、河川管理者はまだ聞いてないということだったのですけれども、国土交通省自体に伝えられたことを明らかにしたということが事実でないのかどうかを確認したかったのです。それを聞いて頂けますでしょうか。

米山部会長

はい。この参考資料1の389のところ、3ページにわたって記事が出ておりますが、これ全体ですね。

傍聴者(増田)

阪神水道企業団が余野川ダムから撤退すると同省に伝えたことを明らかにしたと書かれています。8月20日の記事です。これが国土交通省に伝わってないのか伝わっているのかだけの確認をまず河川管理者にして頂きたいと思います。聞いてないという話だったのですけれども、もう一度お聞きしたいのです。

米山部会長

これはいかがですか。どうぞ。

河川管理者(近畿地方整備局 広域水管理官 松山)

それは部会長からのご質問ということでよろしいですか。はい。

先ほど説明させて頂いたように、正式には聞いておりません。

田中哲夫委員

389-3の、「ダム、阪神企業団も撤退」ということで、「国土交通省の余野川ダム(大阪府箕面市)から撤退すると同省に伝えたことを明らかにした」ですね。これは、神戸市と尼崎、西宮、芦屋各市、阪神水道企業団が同省に伝えたと言うけれども、同省の一分署である近畿地方整備局の方は聞いていないという返事でもよろしいですね。

河川管理者（近畿地方整備局 広域水管理官 松山）

先ほど言いましたように、正式には聞いておりません。

傍聴者（増田）

正式には聞いていない、だから、国土交通省自体が聞いてないということなのかということなのです。

今、そういうことでしたので続けますけれども、ちょうどこの8月21日に、川上ダムの件も記事に出たのですけれども、その日に私たちは直接、河川管理者の方から説明を受けました。その時点で、私は同じ質問を河川管理者にさせて頂いたのです。それからもう10日以上たっています。ところが今も、その時のご回答以上の確認ができてないようなお答えなのです。それでは、阪神水道企業団は同省に伝えたというこの記事自体が、事実ではないということになると思います。すごく大きなことだと思います。

ここでも発言させて頂きましたけれども、阪神水道企業団は3月頃に国に対してこういう申し入れをしていくと言っているのです。ですから、これはうそではないと思います。そういうことをまだ聞いていないのだったら、阪神水道企業団はどうなのだとこのことを確認されなければいけないと思います。もう3月くらいから言っているという事実があるのです。ましてこういう記事が出たのですから、聞いてないのであれば国土交通省にも来てないということになります。阪神水道企業団は言ったのかどうか、この記事がどうなのかということ、河川管理者として、今、利水の面ですごく揺れている、一方で一庫ダムの利水を余野川に移す等という話もしているのですから、精査するというのであれば、まずこの辺からすぐにでも精査するのが役目ではないかと、それを委員会の方には要求して頂きたいと思いますので、要望にしておきます。

傍聴者（野村）

短くさせて頂きます。関西のダムと水道を考える会の野村です。

7月に猪名川部会でも大阪府営水道を利用してはどうかという意見が出たりしてありましたので、私どもの会でも調査をしたりしまして、先ほどの新聞記事の次のページに意見書を出させて頂いておりますので、是非お読み頂きたいと思います。

要旨は、5月16日の余野川ダムの見直し案の中で、1つの案として規模を縮小する、利水専用のダムをつくるという案が出ていましたが、我々の考えからすると、それは池田市と豊能町の利水分について、一庫ダムの利水容量を振り替えるということだと思うわけです。池田市と豊能町であれば、大阪府営水道が既にかなり進出しておりますので、これを利用しない手はないと思っております。

ですから、是非これをお読み頂きたいと思います。以上です。

庶務（三菱総合研究所 新田）

先ほどの箕面市の方のご質問なのですが、この場合は、流域委員会へのご意見を承る場と

ということで、直接河川管理者の方に質問をされるのは、また別途機会があるということで、できましたら、猪名川部会への審議に対する意見をお願いしたいという趣旨です。

傍聴者（増田）

座長が受けたのですよ。座長が受けて、自分たちが答えられないと判断して、こちらへ振ったのではないかと私は言っているのです。

庶務（三菱総合研究所 新田）

済みません。それを確認頂くということで、お願いをしたということです。

傍聴者（増田）

それなら私たちに言うのではなくて、まず委員会の方で言って頂ければよいと思います。

本多委員

今のご質問の件ですが、庶務の言うのももっともなことも知れませんが。傍聴者の方からのご質問について、ある意味で怒りがあるかと私は思います。おっしゃっていたように、住民意見を反映していきましょうということで、いろいろな形で住民意見を汲み取るような努力をこの委員会を通じてやってきましたし、行政の方もホームページを開いたり、いろいろな形で意見聴取をしたりということでやってこられたと思います。それに対して、例えば今ご発言にあったように、回答が10日たっても来ないとか、恐らく慎重に検討されているのだらうとは思いますが、そういう住民意見を聴く、もしくはそれに対して答えていくシステムがうまく機能していないのではないかと思います。

本来きちんとやりとりができていれば、ここで我々に聞いて欲しいというようなことはなく、直接窓口があるわけですから、そこで聞いてやりとりをして頂ければ、もっとスムーズに直接対話ができるのではないかと思います。その辺が窓口は開いているけれども十分機能していないのか、もしくは反応が遅いのでしょうか。

そういうものが、市民の人たちのいら立ちにつながっているのかも知れませんが。整備局でもせっかくホームページやいろいろなものを開いて意見聴取をされていますので、できるだけリアルタイムで応答ができる等の工夫をして頂いて、住民の意見にすぐに答えられたり、機敏に反応して頂けたりすることによって、委員会でそういう質問をあえて間接的に受けて聞かなければならないというようなことがないように、河川管理者にも努力をして頂くというのが、本来、流域委員会の住民意見反映の方法の中にも述べられていることではないかと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。以上です。

松本委員

様々な団体や住民から直接整備局の方にいろいろな意見が出され、それに対してお答えをされるということで、それについては、最終的にデータとして流域委員会の方にも来るので、それを見ることもできますけれども、今の質問については、比較的早くに私も聞き

たい、明らかにして頂きたい内容ですので、流域委員会としても早急に答えを出して頂きたいと改めてお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

米山部会長
そうですね。

河川管理者（近畿地方整備局 広域水管理官 松山）

今のお話は最初のことですか。一庫ダムの振り替えの話ですけれども、これにつきましては、要は銀橋の狭窄部は開けないだろうと、我々はそう考えたわけです。その対策として、いろいろ考えられる案について考えました。様々な検討したことは既にご説明させて頂きましたけれども、その中の1つとして余野川ダムをそのように使うということもあり得るということで、その結果、どうなるのかということの説明させて頂きました。

ですから、これからもう少し詳細に詰めなければいけません。検討すべき項目の中には制度上の話もあります。ですから、今後、調査検討していく中で、制度上の話についてもきちんと考えていきたいと思っています。結果が出れば、その場でまた皆さまにご意見を伺っていくことになります。

松本委員

済みません。今、この場で即答して頂くつもりはなかったのですけれども、今の一般の方からの質問の趣旨は、振り替えというのは法的にどうなのかという質問であったと思います。それについてのお答えはすぐにできるのかどうかわかりませんので、できるだけ速やかに、文書でも結構ですからお答え頂きたいということと、それから、質問の趣旨はあと幾つかあったかと思えます。新聞記事の真意はどうか、それについて尋ねるということをしていないのか、いろいろなご意見もありました。それに対するお答えを私も知りたいと思っておりますので、お願いしたいと思えます。

米山部会長

もう1時間過ぎてしまいました。この辺で、一般からのご意見は打ちどめにしまして、日程だけ決めておきたいと思えます。2つありまして、1つは9月5日の委員会が終わってから、なるべく早くなくてもよいのです。

庶務（三菱総合研究所 新田）

日程調整は他の部会等かなり立て込んでいきますので、後日連絡ということでさせて頂ければありがたいです。

米山部会長

わかりました。それから、今度、一般の人たちからの意見を聴取する機会をつくるという話ですが、これはどうですか。これも同じことですか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

どういう形でやるのか、有志の形でやるのか、部会長、部会長代理で主導されるのか、いろいろ考えられると思いますので、回覧の形で皆さまに決めて頂ければと思います。

米山部会長

わかりました。それはまたそのうちということにしましょうか。それでは、日程に関してはもう一度庶務から調整して頂くことにいたしますが、よろしく願いいたします。

それでは、どうも長丁場になってしまいまして、1時間延長しましたけれども、おなかも減りましたし、大変だと思っておりますが、どうもご苦労様でした。

田中哲夫委員

今日委員の皆さま、或いは会場の皆さまから出された意見をもとに、9月5日提出の猪名川部会の提言に向けて、今から少し詰めの作業をしますので、委員の方で時間の許す方は残って下さい。よろしくお願いいたします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それではこれもちまして、第19回の猪名川部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。